

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月11日

新潟県監査委員 八木 浩 幸

新潟県監査委員 柄沢 正 三

新潟県監査委員 秋山 三枝子

新潟県監査委員 岡 俊 幸

包括外部監査報告書 別冊のとおり

出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況

令和4年度

包括外部監査結果報告書

出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況

令和5年3月

新潟県包括外部監査人

齋藤 康宏

目次

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 監査の着眼点	2
5. 包括外部監査の方法	2
6. 包括外部監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格	2
8. 利害関係	2
9. その他	3
第2. 監査対象の概要	4
1. 新潟県における出資法人の状況	4
(1) 県出資法人の全体像	4
(2) 新潟県における県出資法人への関与について	7
2. 監査対象とした出資法人の概要及び役割	13
第3. 包括外部監査の結果及び意見	14
I. 結果及び意見の概要	14
1. 結果及び意見に関する総論	14
2. 指摘及び意見の要約	15
県出資法人の情報公開について	16
II. 総務部 行政改革課	29
1. 概要	29
(1) 所管部署の概要	29
(2) 所管部署の取組	29
2. 個別検出事項	30
(1) 経営健全化方針策定要否に係る調査方法について	30
(2) 県出資法人の情報公開について	32
III. 公益財団法人 新潟県環境保全事業団	35
1. 出資法人の概要	35
(1) 出資法人及び所管部署の概要	35
(2) 県の財政的、人的支援の概要	36
(3) 財務諸表の推移	37
2. 個別検出事項	38

(1)	出資法人に対する結果及び意見.....	38
(2)	出資法人と所管部署に共通する結果及び意見.....	44
(3)	所管部署に対する結果及び意見.....	47
IV.	公益財団法人新潟県スポーツ協会	52
1.	出資法人の概要	52
(1)	出資法人及び所管部署の概要	52
(2)	県の財政的、人的支援の概要	53
(3)	財務諸表の推移	54
2.	個別検出事項	55
(1)	出資法人に対する結果及び意見.....	55
(2)	所管部署に対する結果及び意見.....	59
V.	公益社団法人新潟県農林公社	61
1.	出資法人の概要	61
(1)	出資法人及び所管部署の概要	61
(2)	県の財政的、人的支援の概要	62
(3)	財務諸表の推移	64
2.	個別検出事項	64
(1)	出資法人に対する結果及び意見.....	64
(2)	出資法人と所管部署に共通する結果及び意見.....	70
(3)	所管部署に対する結果及び意見.....	81
VI.	一般財団法人新潟県建設技術センター	83
1.	出資法人の概要	83
(1)	出資法人及び所管部署の概要	83
(2)	県の財政的、人的支援の概要	84
(3)	財務諸表の推移	85
2.	個別検出事項	86
(1)	出資法人に対する結果及び意見.....	86
(2)	所管部署に対する結果及び意見.....	93
VII.	公益財団法人新潟県都市緑花センター	95
1.	出資法人の概要	95
(1)	出資法人及び所管部署の概要	95
(2)	県の財政的、人的支援の概要	96
(3)	財務諸表の推移	97
2.	個別検出事項	98
(1)	出資法人に対する結果及び意見.....	98
(2)	所管部署に対する結果及び意見.....	103

VIII.	新潟県住宅供給公社.....	105
1.	出資法人の概要	105
(1)	出資法人及び所管部署の概要	105
(2)	県の財政的、人的支援の概要	106
(3)	財務諸表の推移	107
2.	個別検出事項	108
(1)	出資法人に対する結果及び意見.....	108
(2)	所管部署に対する結果及び意見.....	114

第1. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況

(2) 監査対象年度

原則として令和3年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

(3) 監査対象範囲

所管部署	対象出資法人
総務部 行政改革課	—
環境局 資源循環推進課	(公財)新潟県環境保全事業団
観光文化スポーツ部 スポーツ課	(公財)新潟県スポーツ協会
農林水産部 農業総務課	(公社)新潟県農林公社
土木部 監理課	(一財)新潟県建設技術センター
土木部都市局 都市整備課	(公財)新潟県都市緑花センター
土木部都市局 建築住宅課	新潟県住宅供給公社

3. 特定の事件を選定した理由

新潟県には、2022年4月1日時点で、公益法人・一般法人32法人、特別法に基づく法人4法人、地方独立行政法人2法人、会社法法人12法人の合計50法人が県出資法人として存在している。県出資法人は、行政サービスの提供を効果的・効率的に行うことを目的として設立された団体であり、行政を補完、代替するという機能を果たしている。そのため、県出資法人において、ガバナンスが有効に機能し、財務事務が適切に執行されていることは行政サービスの根幹にかかわるものであり、重要性が高い。

また、法人設立当初とは社会経済情勢が大きく変化し、県行財政を取り巻く環境が厳しくなっている中、出資法人の果たすべき役割も変化してきていることから、新潟県では出資法人のあり方の見直しに継続的に取り組んでいる。

このような環境下において、県出資法人が、県の出資等の目的に沿った形で、事業が効率性、有効性、経済性の観点で適切に遂行されるとともに、県から独立した団体として一定の自立性をもって事業運営を行っているか、県における指導監督が適切に実施されているかについて、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、県民にとって非常に意義のあることと考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 監査の着眼点

以下の項目について、出資法人に係る財務事務の執行及び管理が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかを監査する。

- 県出資法人の見直しに係る体制が適切に構築されているか。
- 各出資法人の経営状況の点検評価は適切に実施されているか。
- 各出資法人に対する県の指導監督は適切に実施されているか。
- 各出資法人のガバナンスは有効に機能しているか。
- 各出資法人において財務事務は適正に執行されているか。
- その他

5. 包括外部監査の方法

出資法人及び所管部署の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。また、必要に応じて運用現場の視察を行った。

6. 包括外部監査の実施期間

令和4年8月8日から令和5年3月10日まで

7. 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	齋藤 康宏	公認会計士
補助者	五十嵐 隆敏	公認会計士
補助者	田高 禎治	公認会計士
補助者	大崎 卓哉	公認会計士
補助者	渡部 政記	公認会計士
補助者	植木 謙治	公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

(端数の処理)

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等がある。

(元号の表記)

一部の元号について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	元号	凡例
S	昭和	S60=昭和 60 年
H	平成	H30=平成 30 年
R	令和	R3=令和 3 年

第2. 監査対象の概要

1. 新潟県における出資法人の状況

(1) 県出資法人の全体像

県の出資法人は、行政の代替的な機能を有し、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興などに一定の役割を果たしている。出資法人は、そもそもは時代の要請に応じて、県民活動を支援するために設けられたのであり、これまでそれぞれの立場で、役割を果たしてきたと考える。しかしながら、社会経済情勢が大きく変化し、県の行財政を取り巻く環境が一段と厳しくなっている中で、県出資法人の果たすべき役割も変化してきており、その存立趣旨を改めて問い直すことが必要と考えられる。

このような趣旨から、県でも出資法人の在り方を継続的に見直しており、平成17年4月には県出資法人が63法人あったが、令和4年4月には、50法人にまで減少している。

< 県出資法人一覧 (50 法人) >

(令和4年4月1日現在)

	法人の名称	主な事業内容
◆ 公益法人・一般法人 (32 法人)		
1	公益財団法人 新潟県女性財団	女性の地位向上と社会参加の促進のための活動
2	公益財団法人 新潟県国際交流協会	国際交流に関する広報、情報収集・提供、交流事業、交流支援
3	公益財団法人 環日本海経済研究所	環日本海地域の経済に関する情報の収集・提供及び調査研究
4	公益財団法人 新潟県交通遺児基金	交通遺児の支援
5	公益社団法人 新潟県私学振興会	私立学校の経営に必要な資金の貸付け、助成 その他援助
6	公益財団法人 新潟県環境保全事業団	産業廃棄物処理施設の建設、環境保全のための啓発
7	一般財団法人 新潟県消防設備協会	消防用設備等の整備、保守点検業務の強化、 技術者講習会
8	公益財団法人 柏崎原子力広報センター	原子力発電等の原子力平和利用に関する知識の普及啓発
9	一般財団法人 新潟県地域医療推進機構	地域医療の推進、魚沼基幹病院の管理運営

	法人の名称	主な事業内容
10	公益財団法人 新潟県医学振興会	地域社会への医療の安定供給
11	公益財団法人 新潟県臓器移植推進財団	臓器移植の推進
12	公益財団法人 新潟県歯科保健協会	歯科保健対策の推進
13	公益財団法人 新潟県健康づくり財団	生活習慣の改善やがん対策に関する普及啓発、県民の健康増進
14	公益財団法人 にいがた産業創造機構	新規創業や新分野進出企業の経営革新、新産業の創出の促進
15	一般財団法人 十日町地域地場産業振興センター	十日町地域における地場産業振興事業
16	公益財団法人 燕三条地場産業振興センター	三条市及び燕市地域における地場産業振興事業
17	公益財団法人 新潟工学振興会	工学研の振興、先端技術の向上を目指す産学連携
18	公益財団法人 長岡技術科学大学技術開発教育研究振興会	長岡技術科学大学その他の実践的技術開発振興
19	一般財団法人 新潟県労働者信用基金協会	未組織労働者が労働金庫から借入れを行う際の信用保証
20	公益財団法人 新潟県雇用環境整備財団	地域における雇用環境の整備・改善
21	公益財団法人 新潟観光コンベンション協会	新潟市及び周辺地のコンベンション誘致及び支援
22	公益財団法人 新潟県文化振興財団	文化事業の実施
23	公益財団法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団	埋蔵文化財の調査、研究、保護思想の普及啓発
24	公益財団法人 新潟県スポーツ協会	スポーツ競技力の向上、指導者の養成
25	公益社団法人 新潟県農林公社	農地中間管理機構、造林の推進による森林資源の造成
26	公益社団法人	農作物販売価格が一定額以下となった場合

	法人の名称	主な事業内容
	新潟県農作物価格安定協会	の差額補てん
27	公益社団法人 新潟県畜産協会	畜産物の安定供給を図る事業の推進による 畜産振興
28	公益社団法人 新潟県水産振興協会	水産業に係る社会的・経済的基盤の整備
29	一般財団法人 新潟県建設技術センター	土木施設及び建築物の安全性確保のための 試験研究
30	公益財団法人 新潟県都市緑花センター	都市の民有地の緑化を図るための意識啓発、 支援
31	公益財団法人 新潟県下水道公社	流域下水道の運転管理業務
32	公益財団法人 新潟県暴力追放運動推進センター	暴力団員による不当な行為の予防の広報、相 談、救援
◆ 特別法に基づく法人（4法人）		
33	新潟県信用保証協会	中小企業者が金融機関から借入れを行う際 の債務保証
34	新潟県農業信用基金協会	農業者等への農業近代化資金等の貸付の債 務保証
35	全国漁業信用基金協会	中小漁業者等に対する貸付金の債務保証
36	新潟県住宅供給公社	勤労者に対する住宅及び宅地の供給
◆ 地方独立行政法人（2法人）		
37	公立大学法人 新潟県立大学	新潟県立大学の運営
38	公立大学法人 新潟県立看護大学	新潟県立看護大学の運営
◆ 会社法法人（12法人）		
39	日本海エル・エヌ・ジー株式会社	LNG販売、気化ガス販売
40	株式会社サンバーストにいがた	重度障害者の雇用の場の創設
41	株式会社新潟ふるさと村	県内特産品の販売、各種イベント開催
42	株式会社当間高原リゾート	「マイライフリゾート新潟」構想当間高原地 区の整備
43	新潟木材倉庫株式会社	貯木場の管理運営、輸入木材の管理
44	奥只見道光高原リゾート株式会社	「奥只見レクリエーション構想」に基づくゴ ルフ場整備及び運営

	法人の名称	主な事業内容
45	えちごトキめき鉄道株式会社	北陸新幹線開業に伴い移管された並行在来線の経営
46	北越急行株式会社	ほくほく線の経営
47	佐渡汽船株式会社	本土と佐渡との旅客、貨物の安定輸送
48	粟島汽船株式会社	本土と粟島との旅客、貨物の安定輸送
49	株式会社新潟国際貿易ターミナル	新潟東港コンテナターミナルの管理運営、荷役機械の賃貸、FAZ 事業
50	新潟空港ビルディング株式会社	新潟空港ターミナルビルの管理運営

(出典：新潟県提供資料)

(2) 新潟県における県出資法人への関与について

① 経営状況点検評価

国は、出資法人は一定の役割を果たしているものの、社会経済情勢の変化への的確な対応とともに、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政体制の確立に向けた行財政改革の一環として、県との役割分担の明確化を基本とした出資法人のあり方の抜本的な見直しを要請している。

出資法人は本来、独立した団体として、法人自らの不断の努力により見直しを行うものであるが、県の期待する役割・効果の実現と更なる県民サービスの向上を図るため、統一的な視点に立った適切な関与を行う必要がある。そのため、新潟県は、県が出資法人の運営の指導、調整、支援等を行う際に基本とすべき事項を明らかにした「県の出資法人に対する運営指導方針」を策定し、「県の出資法人に対する運営指導方針」に基づき、統一的な視点から毎年度、所管部局が対象法人の点検評価を実施している。

< 県の出資法人に対する運営指導方針 抜粋 >

【対象法人】

- ・ 県の出資比率が 25%以上の法人
 - ・ 県が最大出資者の法人
 - ・ 県が継続的に人的・財政的支援を行っている法人
- ⇒ R3 対象法人(基準日 R3.7.1) : 全 52 法人中 39 法人
- ※ 基準日後、2 法人(新潟万代島総合企画(株)、(公財)新潟県生活衛生営業指導センター)の出資の引揚げを行い、R4.4.1 時点では、全 50 法人中 37 法人。

【評価の視点】

- ① 事業内容（県が期待する効果の実現など）
- ② 財務状況
- ③ 県関与（財政支援、人的支援）
- ④ その他（資産運用、情報開示など）

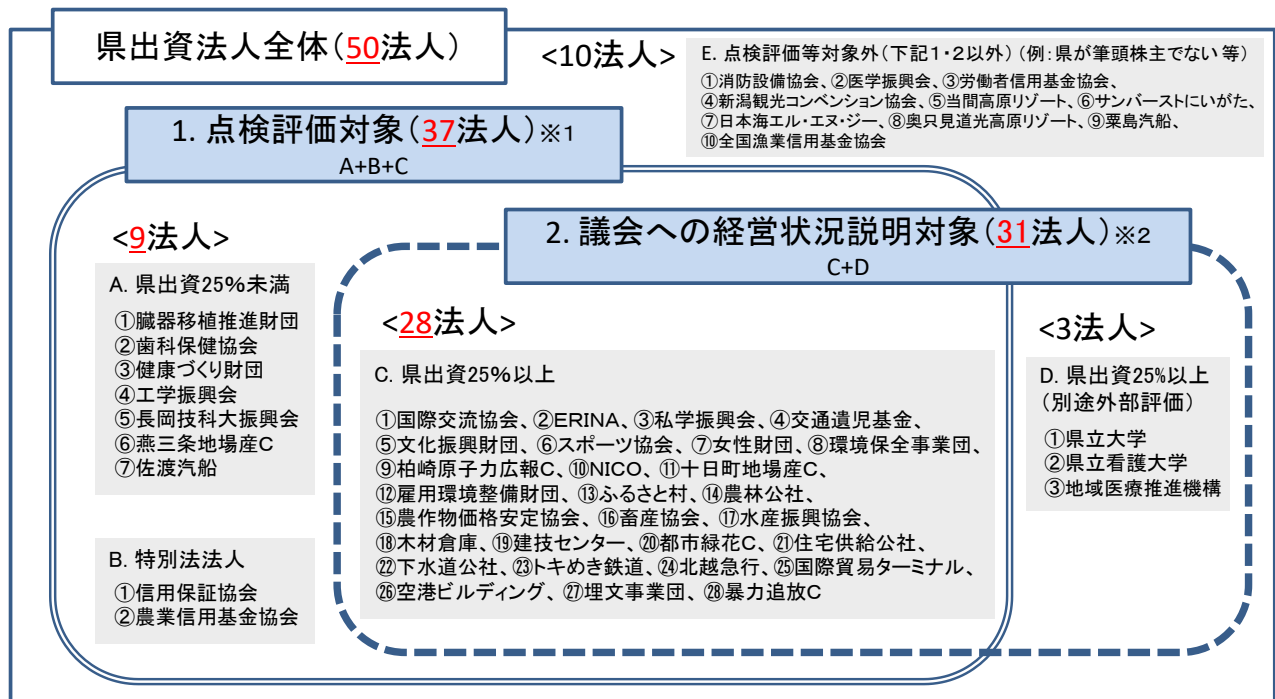
【点検評価を踏まえた指導等】

- ① 事業に関する指導
- ② 経営改善に関する指導
- ③ 県の関与・支援の見直し
- ④ 出資法人の整理・合理化

県出資法人の全体像と、点検評価対象法人の状況は以下のとおりである。

[参考] 県出資法人の全体像(区分別)

※ R4.4.1現在



※1 点検評価対象 ①県出資比率25%以上(別途評価の地方独法等を除く) → C
 ②県出資比率25%未満で県行政と特に密接な関係を有する法人 → A
 (県が最大出資者、県職員・県OBが代表、継続的財政・人的支援があるなど)
 ③特別法人(信用保証協会・信用基金協会) → B

※2 議会への経営状況報告対象: 県出資比率25%以上(別途評価の地方独法等を含む) → C+D

(出典: 新潟県提供資料)

点検評価結果については、外部有識者 3 名で構成する「県出資法人経営評価委員会」において、点検結果に基づく法人に対する運営指導方針について助言をもらい、法人に対して運営指導を実施している。

<出資法人の経営評価委員会の設置について 抜粋>

【組織】

- ① 経営評価委員会は、学識経験のある者、民間有識者等 3 名程度で構成する。
- ② 構成員の任期は 1 年とする。
- ③ 構成員の任期が満了したときは、構成員から退任の申出がない限り、引き続き再任されるものとする。

【経営評価委員会の業務】

- ① 県出資法人の経営状況の点検評価結果に対する助言
- ② 点検評価結果を受けた運営指導の内容に対する助言
- ③ その他県の出資法人に関する必要な助言

以上のように、点検評価は県の県出資法人への関与として非常に重要であり、点検評価結果や県出資法人経営評価委員会の開催状況は、県の HP でも公表されている。令和 3 年度における点検評価の結果概要は以下のとおりである。

<出資法人の決算状況>

	対象法人数		債務超過法人数		経常赤字法人数	
	R1 決算	R2 決算	R1 決算	R2 決算	R1 決算	R2 決算
公益法人等	29	28			14 (8)	12 (7)
特別法人	3	3				
会社法人	8	8		1	3 (2)	7 (3)
計	40	39	0	1	17 (10)	19 (10)

※ 経常赤字法人：次の数値がマイナスの法人

【公益法人等】（正味財産計算書）一般正味財産増減の部/当期経常増減額

【特別法人】（損益計算書）経常利益又は（収支計算書）経常収支差額

【会社法人】（損益計算書）経常利益

※ （ ）内は、前年度決算に引き続き赤字となった法人

<出資法人の事業内容（県が期待する効果の実現等）>

県が法人に求める役割の達成度を測る指標等に基づき法人の成果を評価した結果、十分実現していると評価した法人は39法人中24法人

県担当課の評価結果	法人数（比率）
十分実現している	24法人（61.5%）
概ね実現しているが未実現の部分がある	13法人（33.3%）
実現できていない	2法人（5.1%）

<県関与の状況>

(1) 県の財政支出状況

補助金の総額は約34.3億円（前年度比+6.4億円）、委託料（指定管理料を含む）の総額は63.8億円（同▲10.8億円）

	令和元年度		令和2年度	
	法人数	金額（千円）	法人数	金額（千円）
補助金	19	2,786,462	21	3,431,431
委託料 （指定管理料含む）	23	7,476,841	22	6,389,423

（主なもの）

- ・補助金：にいがた産業創造機構（▲2.8億円：機構運営費ほか）
佐渡汽船（+8.0億円：佐渡航路事業継続支援事業ほか）
- ・委託料：埋蔵文化財調査事業団（▲10.3億円：発掘調査業務委託）

(2) 県職員の役職員就任状況

県職員の役員就任数は計46人（前年度比▲6人）、県派遣職員数（常勤）は35人（同▲3人）

（各年度7月1日時点）

		令和2年度		令和3年度	
		法人数	人数	法人数	人数
役員	理事（取締役）	21	28人	20	26人
	評議員	18	22人	17	18人
	監事（監査役）	2	2人	2	2人
	小計（延べ）	41	52人	39	46人
常勤職員		5	38人	4	35人

※令和2年度的人数は、令和3年度の評価対象法人（39法人）の合計数

（出典：新潟県提供資料）

② 出資法人のあり方見直し

ア 平成 22 年度あり方見直し

県は、継続的に出資法人の見直しを行っており、社会情勢の変化や公益法人制度改革等を踏まえ、平成 22 年に出資法人経営評価委員会が取りまとめた提言に基づき、出資法人全体のあり方見直しを実施している。

なお、公益法人制度改革の概要は以下のとおりである。

【公益法人制度改革（平成 20 年 12 月新制度施行）の概要】

現行の公益法人は 5 年の移行期間内に、次のいずれかの対応をとる。

- ① 公益法人へ移行：法令上の要件を満たし、有識者会議による認定を受けた上で、手厚い税制優遇措置を享受できる
- ② 一般法人へ移行：公益法人より税制優遇は少ないが制度上の制約が少なく、事業や法人運営等を自由に実施できる
- ③ 解散：5 年以内に移行手続きを取らない場合、自動的に解散

(出典：新潟県提供資料)

この結果、平成 27 年までに大半の法人で公益法人への移行が完了したほか、当初の役割が終わった法人の解散、県職員の役員就任・派遣の見直しなど、大半の課題について実施・整理が行われた。

主な見直しの成果は以下のとおりである。

項目	成果
解散	土地開発公社
県出捐金等を原資とする基本財産の運用益収入に依存した運営を見直し ※ 出捐金相当額を県に寄附した上で、県として必要な事業は県補助金により実施	国際交流協会（8 億円を県に寄附） 文化振興財団（20 億円を県に寄附）
県職員の役員就任の見直し	理事 15 名、監事 8 名退任 （建設技術センター、新潟国際貿易ターミナルほか）
県派遣職員の引揚げ	計 14 名引揚げ（にいがた産業創造機構、農林公社 ほか）

(出典：新潟県提供資料)

イ 行財政改革行動計画（令和元年度～）に基づく見直し

平成 22 年度のあり方見直しから 10 年近く経過し、その後の社会環境の変化等も踏まえて、県関与の必要性等について改めて抜本的な見直しを行うこととし、行財政改革行

動計画に「県出資法人の見直し」を明記している。

【行財政改革行動計画】（抜粋）

県出資法人に対する県の関与のあり方について、改めてその必要性、妥当性を検証の上、県出資法人経営評価委員会の助言も踏まえ、法人の統廃合や、補助金の削減、派遣職員の引揚げなどについて、法人と協議を行います。

そのため、令和元年度から3年度にかけて、集中的に県出資法人経営評価委員会から助言をもらい、所管部局において、具体的な見直し案を検討の上、法人と協議を実施している。協議の整った法人から順次見直しを実施しており、県は行財政改革行動計画の期間中（令和5年度末まで）にすべての見直しの完了を目指している。

見直しの状況は以下のとおりである。

< 令和2年度当初予算における見直し状況（令和2年2月 公表） >

項目	成果
県単独補助金の削減	計1.1億円削減 ※ 県立大学新3号館整備6.4億円を除く
県派遣職員の引揚げ	計7名引揚げ（5法人）

< 令和3年度当初予算における見直し状況（令和3年2月 公表） >

➤ 令和3年度当初予算に反映する見直し

項目	成果
県単独補助金の削減	計3.5億円削減
県派遣職員の引揚げ	計3名引揚げ（2法人）

➤ 見直し予定の主な法人

統合・廃止を含めた検討	（公財）環日本海経済研究所
県関与の見直し（出資等の引揚げ）を含めた検討	（公財）新潟県都市緑花センター、新潟万代島総合企画（株）
県派遣職員の引揚げに向けた検討	（公財）新潟県環境保全事業団
引き続き見直しの方向性を検討中	（公財）新潟県文化振興財団、新潟木材倉庫（株）、新潟県住宅供給公社、（公財）新潟県下水道公社

< 令和4年度当初予算における見直し状況（令和4年2月 公表） >

➤ 令和3年度に見直しが完了した主な法人

項目	成果
出資の引揚げ	新潟万代島総合企画（株）（令和3年9月）

➤ 令和4年度当初予算に反映する見直し

項目	成果
県単独補助金の削減	計5.1億円削減
県派遣職員の引揚げ	計2名引揚げ（1法人）

➤ 今後見直し予定の主な法人

統合・廃止に向けた検討	（公財）環日本海経済研究所 ※ 法人を解散した上で、県立大学の研究所へ移行
県関与の見直し（出資の引揚げ等）を含めた検討	（公財）新潟県生活衛生営業指導センター、 （公財）新潟県都市緑花センター
引き続き見直しの方向性を検討中	（公財）新潟県文化振興財団、新潟木材倉庫（株） （公財）新潟県雇用環境整備財団、 新潟県住宅供給公社、（公財）新潟県下水道公社

2. 監査対象とした出資法人の概要及び役割

県の出資法人の中から、県行政との関わり方、法人の財政状況、県の支援状況等を総合的に勘案し、6法人を抽出し監査対象とした。

監査対象とした出資法人の概要及び役割の詳細については、「第3 包括外部監査の結果及び意見」に団体ごとに記載しているため、そちらを参照されたい。

第3. 包括外部監査の結果及び意見

I. 結果及び意見の概要

1. 結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、出資法人に係る財務事務の執行及び管理が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から、出資法人及びその所管部署に対して監査を行った。

監査の結果、「2. 指摘及び意見の要約」に記載したとおり、複数の指摘・意見が発見された。

指摘・意見の中には監査対象の出資法人及びその所管部署のみに限定されるものではなく、同様の課題が他の出資法人及び所管部署にも生じていることが想定されるものが含まれているため、個別の対応にとどまらず、新潟県全体で全体最適を達成すべきものはないか検討の上、課題対応に取り組んで頂きたい。

また、出資法人における、県の期待する役割・効果の実現と更なる県民サービスの向上を図るため、「県の出資法人に対する運営指導方針」に基づき、統一的な視点から毎年度、所管部局が対象法人の点検評価を実施し、出資法人の見直しが行われているが、それぞれの法人の設立・県出資の経緯や事業内容、置かれている環境が違うことから法人管理、組織及び人事管理、事業管理、財務管理に関する事項などを十分把握し、出資法人の経営状況を的確に把握し評価する事は非常に難易度が高いと考えられる。監査対象の法人及びその所管部署について、複数の指摘・意見が発見されているが、監査対象以外の法人も含めて今後の出資法人の見直しについて参考にして頂きたい。

なお、監査対象出資法人及びその各所管部署において通常業務に追われる中、限られた時間で予定した調査を実施できたことは、それぞれ担当者の方々の協力があったからこそであり、それについて心より感謝を申し上げたい。

2. 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準 (地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A)
指摘	監査の結果(地方自治法第252条の37第5項)	合規性(適法性と正当性)への違反となるもの。 すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。 (違法行為及び不当行為の説明は下記に記載)
意見	監査の結果に添えて提出する意見(地方自治法第252条の38第2項)	3E(経済性、効率性、有効性)の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したもの。

<違法行為と不当行為の補足説明>

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。
法令等の実質的な違反がある場合 ① 裁量権の逸脱あるいは濫用 ② 行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的にみて社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限って違法とされる	法令等の実質的な違反とは言えないが、 ① 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。 ② 法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である。 ③ 社会通念上、適切でないもの
<事例> ① 作為に基づく法令違反(不正) ② 法令等の解釈・適用の誤りに基づくもの(誤謬)	<事例> ① 通常の時価よりも著しく高い価格での物品購入 ② 公益性はあるが必要以上に多額な支出

(出典：「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A」
(2020年2月20日 日本公認会計士協会))

<指摘及び意見の要約一覧表>

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
総務部 行政改革課			
経営健全化方針策定要否に係る調査方法について	30	意見 1	<p>経営健全化方針を策定すべき法人の有無の調査は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課長通知）」で示されている、(1)～(3)の要件で検討されているが、(4)に示されている包括条項に基づく検討方針が定められておらず、(4)の条項を活用して検討した実績がない。</p> <p>具体的な指標等では対応しきれない場合や、個別の事情に合わせた判断をすべき場合について包括条項を活用することが求められていると考えるべきであり、実効性を持たせるために新潟県独自の具体的な事例等を策定したうえで幅広く対象法人を抽出し、経営健全化の取組の要否を検討するような運用が望ましいと考える。</p>
県出資法人の情報公開について	32	意見 2	<p>県出資法人は、その公共性から透明性の確保と説明責任を十分果たすことが必要であることから、新潟県は出資法人に対して、出資法人自身が積極的に情報公開するように指導することとされている。</p> <p>一方、出資法人の情報公開の状況は法人にバラつきが生じていることから、「経営状況点検評価マニュアル」において、出資法人自ら開示すべき最低限の情報を明確にし、各所管部署において出資法人に統一的な指導ができる体制を構築することが望ましい。</p>
公益財団法人 新潟県環境保全事業団			
出資法人に対する結果及び意見			
登記事務について	38	指摘 1	<p>登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、役員等に変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。</p> <p>登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類（就任承諾書等）の準備に時間を要することであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必</p>

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			要書類を事前配布し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。
理事会の書面決議にかかる議事録について	40	意見 3	<p>理事会で書面での決議が有効に行われたと認められるには、理事全員が同意の意思表示を示したことのみならず、監事が当該提案について異議を述べていないことが必要であるが、新潟県環境保全事業団の書面決議の理事会議事録については、理事全員が同意した旨は記載されているが、監事が異議を述べていないかどうかについては記載がなかった。そのため、議事録だけではその有効性を確認することができない状況である。</p> <p>そのため、書面決議を行う場合には、監事が異議を述べたかどうかについても議事録に明記しておくことが望ましい。</p>
役員の下格事由の確認について	41	意見 4	<p>新潟県環境保全事業団では、役員の下格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手はしていない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に下格事由について十分に説明を行い、下格事由の有無を確認したうえで確認書を入手することが望ましい。</p>
廃棄物処理料金の価格改定について	43	意見 5	<p>廃棄物処理料金の価格設定は変動要因が多く、新潟県環境保全事業団としても継続的な価格設定の見直しを行っているところではあるが、情報収集の困難さもあり、結果として同業他社の料金水準から全体的に低い設定となってしまう。</p> <p>市場の価格情報については容易に収集できないとのことであるが、廃棄物処理業者として利用事業者等からも情報を集められる環境でもあることから継続的に情報収集に努め、法人として求められている役割や、市場の原理も考慮の上、価格改定について検討するような運用が望ましい。</p>
出資法人と所管部署に共通する結果及び意見			
公共関与による	44	意見 6	最終処分場が当初予定よりも早期に埋め立てが完

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
広域最終処分場の将来計画について			<p>了してしまうリスクがあることから、県及び事業団は各種対策をとっているが、その効果は今後の推移を見守る必要がある。</p> <p>県内の産業廃棄物の最終処分場として大きな役割を果たしているエコパークいずもぎきにおける受入れが困難となった場合に生じる影響を考えた上で、埋め立ての進捗に応じたさらなる対策が望まれる。</p>
所管部署に対する結果及び意見			
「リサイクルアドバイザー」設置業務における随意契約について	47	意見 7	<p>「リサイクルアドバイザー」設置業務の委託先とした新潟県環境保全事業団の選定理由を否定するものではないが、中間処理にかかる業界団体等も選択肢として考えられることから、随意契約が適切であるか十分確認の上、選定を行うべきである。</p>
「リサイクルアドバイザー」設置業務における委託業務の見直しについて	47	意見 8	<p>「リサイクルアドバイザー」の設置業務については、契約書において業務内容や数値目標が明確でなく、委託業務が何をもって達成されたのかが不透明である。また、定期報告においても第 4 四半期における活動報告が 3 事業者に対し実施した現地確認の結果報告しか確認できず、事業としての目的が達成できているかどうか不明である。</p> <p>事業において実施すべき業務の成果を明確にし、委託料に見合う業務が適切に行われているかどうかを検証すべきである。また、委託料と実施されている業務とで乖離が生じている場合には、事業の必要性についても見直すべきである。</p>
「リサイクルアドバイザー」設置業務における定期報告書の適時性について	49	指摘 2	<p>定期報告書は四半期ごとに遅滞なく提出することとなっているが、四半期経過後 2 か月ほど経って提出されたものがあった。</p> <p>定期報告書は、新潟県として委託業務が適切に行われているかを検査するためのものであり、遅滞なく提出するように指導すべきである。</p>
地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業委託における経費精	50	意見 9	<p>受託者から提出される経費精算書の報告が、委託料の金額と一致させて報告することが前提では、予算と実績の比較ができず、受託者側でどのような調整が行われているか、その影響額も把握できないこ</p>

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
算書について			<p>とになる。</p> <p>経費精算書の様式の変更を求め、実績額もあわせて報告してもらうような運用にし、予算策定における見積書と実績との比較検証を実施することにより、見積書の金額水準の妥当性を検証することが望ましい。</p>
公益財団法人新潟県スポーツ協会			
出資法人に対する結果及び意見			
登記事務について	55	指摘 3	<p>登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。</p> <p>登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類(就任承諾書等)の準備に時間を要することであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配布し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。</p>
自己財源の確保について	56	意見 10	<p>新潟県スポーツ協会では安定的な自主財源の確保に向け、協賛金の獲得を目指して、ホームページ発信や企業訪問などによる新規法人会員獲得のほか、SDGs を絡めた子ども向けプロジェクトを新たに立ち上げるなど、積極的な取り組みを行っている。今後は、自主財源の確保に向けた新規事業の定着、拡大をより一層取り組むことが望まれる。</p>
貸与物品の現物実査について	56	指摘 4	<p>「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター」の貸与物品について、新潟県から現物照合が求められているが、ロケーション変更等により物品の所在が不明となり、現物の照合を行っていない物品が発見された。これについて、新潟県スポーツ協会は、備品照合確認結果報告書にて物品管理委託簿と現物に不整合はないと新潟県に報告していた。</p> <p>新潟県からの貸与物品の保管状況や稼動状況等を把握するという目的からすれば、現物照合の結果は</p>

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			実態に合わせて適切に報告すべきである。また、物品の管理者である新潟県スポーツ協会がロケーションを含めた貸与品管理簿等を作成することが必要である。
競技水準向上対策事業の対象経費について	57	意見 11	<p>宿泊費には宿泊施設から食事提供を受けられない場合などの自己調達を含むことを想定しているが、自己調達の範囲が明確に定められておらず、実態として宿泊費の上限額（1泊8,000円）以内であれば、補食費を宿泊費の一部として認める運用を行っている。</p> <p>そのため、補食費の定義を明確にするとともに、自己調達の範囲及び上限等について明確な基準を設けることが望ましい。</p>
所管部署に対する結果及び意見			
活動指標の設定について	59	意見 12	新潟県スポーツ推進プランにおいて成果指標や関連する主要施策に対して施策指標(サブ指標)を設定しているが、活動指標は設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、定量的評価を実施することが可能である主要な施策等に対しては、事業目的に従った活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。
交付要綱と要領の相違について	59	指摘 5	<p>要綱における実績報告書の提出期限と要領における実績報告書の提出期限が相違している事案が発見された。新潟県において要綱、要領の制定基準はないものの、一般的には、要綱は基本的事項を定め、要領は細則を定めているものと解される。そのため、要綱と要領において、記載事項が重複かつ相違するケースは通常想定されないと考えられる。</p> <p>よって、要綱及び要領の記載事項の見直しを網羅的に実施すべきである。</p> <p>なお、新潟県では令和4年3月22日付で要領を改正し、実績報告書の提出期限を要綱と同様の期限とする見直しを実施している。</p>
公益社団法人新潟県農林公社			
出資法人に対する結果及び意見			

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
登記事務について	64	指摘 6	<p>登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。</p> <p>登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や郵送により出席者の署名を入手するため等により時間がかかるとのことであるが、議事録の作成や署名の入手に係る業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。</p>
役員欠格事由の確認について	65	意見 13	<p>新潟県農林公社では、役員就任時に欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時には、改めて確認書を入手はしていない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認したうえで確認書を入手することが望ましい。</p>
賞与引当金の計上について	66	指摘 7	<p>新潟県農林公社の賞与（期末・勤勉手当）は6月1日を基準日として、12月2日から6月1日の勤務状況に応じて支給されることになるため、3月31日における決算において賞与引当金を計上する必要があるが、新潟県農林公社の財務諸表において賞与引当金は計上されていない。</p> <p>そのため、林業公社会計基準に基づき賞与引当金を計上すべきである。</p>
関連当事者取引の注記について	67	指摘 8	<p>新潟県農林公社の財務諸表において関連当事者注記が行われていない。新潟県が資金調達額の総額の過半について融資を実施し、事業の方針に新潟県が大きく関与している状況を鑑みれば、関連当事者に該当すると判断することが妥当であると考えられる。</p> <p>そのため、財務諸表において新潟県との関連当事者取引を適切に注記すべきである。</p>
出資法人と所管部署に共通する結果及び意見			
分収林事業における将来見込	70	意見 14	<p>新潟県は、新潟県農林公社分収林事業について最終的に債務超過となった場合、新潟県の責任で債務</p>

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
長期シミュレーションの開示について			<p>超過を解消するとしており、最終債務見込額は新潟県が負担する見込額となる。当該見込については、様々な仮定に基づきシミュレーションされており、その仮定には木材価格のほか、様々な事業経費、運送費や作業路開設の工事費用なども含まれている。そのため、それらの仮定が変動することで算定される結果は大きく異なることとなるが、現状のシミュレーションでは、変動要因について特定の仮定に基づき算定されている。</p> <p>県が負担することとなる債務超過見込額は重要な情報であることから、正しく理解するために、今後のシミュレーションにおいては、変動要因となる仮定についてもより補足説明を加える、または、シミュレーション結果についても仮定の変動を想定して、ある程度幅を持たせた開示をするなどの対応が望ましい。</p>
分収造林契約の契約変更について	76	意見 15	<p>新潟県農林公社は、分収造林事業で潜在的な債務超過のリスクを抱えており、最終的に県がその負担を負うことが想定されていることからすれば、潜在的な債務超過の圧縮は喫緊の課題といえる。そのため、事業の基本となる「分収造林契約書」の見直しが重要と考えられるが、新潟県では契約延長の契約変更しか行われていないため、全国的にも行われている分収割合の見直しについても積極的に取り組むべきである。</p> <p>なお、現状は契約期間の延長に取り組んでいる最中である。分収割合の変更については、すでに契約期間延長に向けた契約更改が済んでいる契約者と、これから契約更改をする予定の契約者とで、それぞれどのように対応するのか検討が必要と考えられる。主伐開始となる2052年度まで時間的猶予はあると考えられるが、だからこそのような方針で進めていくのか、優先順位を付けたうえで計画的に、効果的かつ効率的に業務を遂行していくことが望ましい。</p>
計画と実績の乖	77	意見 16	新潟県農林公社は、潜在的な債務超過圧縮のため

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
離について			<p>に、収支の改善として利用間伐による収益の拡大が計画されているが、全体的に計画から実績が下回っている状況である。</p> <p>計画と実績の乖離については、様々な要因が考えられるが、要因を適切に分析し計画達成のための対策をとる必要がある。対策については、潜在的な債務超過の責任を県が負うことから新潟県農林公社だけの問題とするのではなく、県としても積極的な助言や必要な支援を行うとともに、新潟県農林公社は県の助言や支援を有効に活用しながら一体として計画達成に向けた取り組みを継続することが望ましい。また、その取り組みについて「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」、「公社造林5カ年計画書」に適切に反映することが望ましい。</p>
所管部署に対する結果及び意見			
「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」における分収林事業の継続要否の検討について	81	意見 17	<p>「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」策定において県内部では改めて検討したうえで、継続すべきという判断になったとのことではあるが、その検討結果は公表されていない。</p> <p>分収林事業における潜在的な債務超過の負担が県であり、その対応に係る情報は重要であるところ、事業の廃止という選択肢も対応策の一つと考えられるため、事業継続と廃止におけるメリット・デメリットといった検討内容は重要な情報であると考え。公表されている検討内容から10年以上が経過しており状況の変化もあることから、事業の廃止と継続の比較検討についても、今後、その内容の開示を検討することが望ましい。</p>
一般財団法人新潟県建設技術センター			
出資法人に対する結果及び意見			
帰省手当について	86	意見 18	<p>帰省手当は、若手職員の安定的な採用、生活給の拡充を目的として、月2回実家に帰省する費用を支給しているものであるが、帰省の実績等の報告は求めておらず、実質的に実家との距離に応じて支給している手当である。</p>

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			<p>帰省費用を補助する観点を重視するのであれば、実績報告を受けて実費支給とすること等が考えられるが、まずは、実態把握をして制度の見直しを検討することが望ましい。</p>
事業費・管理費の按分について	88	意見 19	<p>各会計区分または各事業区分に共通して発生する経費を按分する上での基準は、一般財団法人に移行した際に外部コンサルを入れて決定した基準であり、その後、8年間変更していない。</p> <p>当該按分基準は設定してから相当期間経過しており、また、令和5年度には試験棟新築、事務棟改修工事を予定しており、当該按分基準を設定した状況とは大きな実態の変化がある。</p> <p>したがって、まずは実態を把握した上で各共通経費の性質等に基づいて、定期的に按分基準の見直しを実施することが望まれる。</p>
簿外の預金について	88	指摘 9	<p>預託金の専用口座として保有している法人名義の口座が会計帳簿に記載されずに簿外となっていることが発見された。</p> <p>法人名義の通帳である以上、資金流用等の不正を防止する観点からも、資金の動きは適切に管理すべきであり、その動きは会計上記録して管理すべきである。</p>
収入印紙の管理について	89	指摘 10	<p>「収入印紙受払簿」の記録に不備が発見された。収入印紙は換金性が高いことから、現金等と同様の厳密な管理が求められる。管理の基本となる収入印紙受払簿において、その記録に不備がある場合には、適切な管理が行われているかどうか確認できないことになる。</p> <p>そのため、収入印紙受払簿にかかる記録は正確かつ網羅的に実施すべきである。</p>
与信管理規程の整備について	90	意見 20	<p>新潟県建設技術センターにおいては、与信管理についての規程等の基本的な方針は定められていない。取引先に対する債権については月次で管理を行い、必要に応じて支払いと引き換えに納入するなど個別の対応を実施しているが、回収リスクを明確に</p>

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			<p>するためにも取引開始時点での信用調査・与信審査の実施は必要であると考えられる。</p> <p>よって、与信管理についての、規程を明確に定めたいうえで、ルールに基づく与信管理を実施することが望ましい。</p>
税効果会計の適用要否について	90	指摘 11	<p>法人税法上の収益事業を実施している場合には、税効果会計適用の要否を検討する必要がある。</p> <p>しかし、新潟県建設技術センターは法人税法上の収益事業を実施しているが、税効果会計の適用要否を検討したことは無く、現状は税効果会計を適用していない。新潟県建設技術センターにおいても、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されている前述のフローチャートに従い税効果会計適用の要否を判断すべきである。</p>
案件別の採算管理について	91	指摘 12	<p>H14年～H29年まで案件別のコスト集計を実施していたが、業務における原価の傾向が把握できたため、管理コスト面の削減を目的として現在は案件別のコスト集計を実施していない。</p> <p>しかし、健全な経営を維持していく観点から、業務ごとに人件費の工数等を集計し、適正な採算状況を把握する必要がある。</p> <p>また、業務計画を策定することは、業務ごとの実績との乖離を把握することも有用なツールであると考えられるため、案件別のコスト集計の実施と合わせて検討することが望まれる。</p>
所管部署に対する結果及び意見			
予定価格の見直しについて	93	指摘 13	<p>新潟県建設技術センターにおいては、過去5期において安定した利益を計上しており、多額の内部留保を有している状況が近年相当期間継続している。</p> <p>しかし、新潟県建設技術センターは新潟県の出資法人であり、当初の設立目的や収入の大部分は随意契約による県からの受託収入であることを鑑みれば、多額の利益を確保する必要性はないと考えられる。</p> <p>よって、新潟県建設技術センターの利益構造を調</p>

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			査するとともに、積算基準の要素である作業歩掛り等についても実態調査を行い、結果を踏まえ適正な予定価格への見直しをすべきである。
公益財団法人新潟県都市緑花センター			
出資法人に対する結果及び意見			
今後の事業展開について	98	意見 21	「行政手続法施行に伴う土木部関係許認可事務の取扱いについて」（土木部監理課長通知）（以下「内規」という。）において、都市公園における制限行為の許可条件の一つに、「営利を目的としない催しであること」が含まれていたが、当内規の改訂により、営利を目的としたイベントや企画を行うことが可能となった。利用者にとっても利便性が高まるとともに、自主事業収入の増大に寄与する可能性も高まることから、今後、公園の魅力を発信し、広大な公園敷地をより一層有効活用し、自主事業収入の増収を目指すとともに、当該財源を利用した県民福祉の向上に資する事業展開を期待する。
自主事業に係る納付金について	100	意見 22	自主事業に係る納付金の額は、中長期的な視点での事業運営の趣旨から、必ずしも単年度での算定結果だけによらず、指定管理期間合計で納付額を算定できることも考慮できるような弾力的な運用を検討すべきと考える。
収入印紙について	102	指摘 14	長期間使われず残っていた収入印紙 100,000 円（一枚）について、使用見込みのある単位へ交換すべきである。
警備業務に係る委託契約の締結について	102	意見 23	警備会社との委託契約の締結において、施設の開業当初から長期間にわたり、指名競争入札・2人以上の見積り合わせが実施されていなかった。 長期的な委託料削減の観点から、例えば一般競争入札の検討を行うことや、定期的に見積り合わせを行うことを検討することが望ましい。
所管部署に対する結果及び意見			
指定管理者へのモニタリングシートの提示につ	103	指摘 15	所管課から指定管理者である緑花センターへ、モニタリング実施前に、モニタリングシートの提示が行われていなかった。モニタリングシートを提示す

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
いて			ることにより、モニタリング及び評価に対する指定管理者の納得感が高まると考えられるため、モニタリングシートの提示を行うべきである。
指定管理者へのフィードバックについて	104	意見 24	所管課から指定管理者へ評価結果を機械的に送付するだけでは、フィードバックの方法として不十分な場合がある。指定管理者の納得感を高め、管理運営の一層の改善を図るために、実効性のあるフィードバック方法を検討することが望ましい。
新潟県住宅供給公社			
出資法人に対する結果及び意見			
新潟県住宅供給公社の今後のビジョンについて	108	意見 25	住宅供給公社では、将来の事業活動が縮小する見通しの中、当面は借入金の返済に重点を置きつつ、中期的な経営計画を策定し、計画的に運営していくことが不可欠であるとする。
キャッシュ・フロー計画の位置付け等について	110	意見 26	<p>キャッシュ・フロー計画は、日々変化する経済環境を含む社会環境の変化に応じ見直すべきものであると考えるが、従前は、修繕計画の更新等一定のイベントが生じたときに見直しており定期的な見直しを実施していなかった。</p> <p>キャッシュ・フロー計画は、持続可能性の判断のよりどころとなる重要な資料であるため、每期見直すことを確実に実施されたい。</p>
業務効率化について	110	意見 27	<p>今回監査の過程で、明確に効率化が可能と断定できる業務は発見されなかったが、効率化の余地がある、あるいは効率化を検討する価値があると感じた業務は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入居者からの提出書類のチェック ▶ 切手の管理 ▶ 債権の消込 <p>上記は、一例であるため、業務のたな卸を行い、上記以外にも効率化の余地のある業務については積極的に効率化を進めることが望まれる。</p>
長期借入金金利について	112	意見 28	長期借入金の金利について、現在の経済情勢に照らし、妥当な金利水準であるのかを、借換手数料等の諸経費の影響も踏まえて検討する必要があると考

項目	頁	区分	指摘又は意見の内容
			る。
随意契約のため の見積り合わせ の業者選定につ いて	112	意見 29	工事契約・委託契約を随意契約する際の見積り合 わせを行う業者について、例えば数年に一度広く業 者を募る等、見積り合わせが可能な業者を増やすこ とが望ましい。
給与計算システ ム、法定調書作成 システムのアカ ウント設定につ いて	113	意見 30	給与計算システム、法定調書作成システムについ て、担当者 1 名のみのアカウント設定しかなされて いない状況であった。 給与計算システム、法定調書作成システムのアカ ウント設定について、事業継続の観点から複数アカ ウント設定することが望ましい。
情報システムの 管理・運用・セキ ュリティに係る 規程・ポリシーの 整備	113	意見 31	情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規 程・ポリシーが整備されていない。また、定期的なパ スワードの変更がなされていなかった。 情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規 程・ポリシーを整備することが望ましい。
所管部署に対する結果及び意見			
県営住宅の管理 代行業務に係る 定量的な活動指 標の設定につい て	114	意見 32	県営住宅の管理代行業務について、定性的な成果 指標は設定されているが、定量的な数値目標が設定 されていない。 定量的な数値目標を設定し、毎期の事業評価に役 立てることが望ましい。

II. 総務部 行政改革課

1. 概要

(1) 所管部署の概要

所管部局・課名	総務部 行政改革課
事務分掌	(1) 組織に関する事項 (2) 業務の見直しに関する事項 (3) 地方分権に関する事項 (4) 市町村及び民間との連携に関する事項 (5) 内部統制制度に関する事項

(2) 所管部署の取組

「第 2 1. (2)」にて記載のとおり、県は県出資法人に対し、様々な関与を行っている。「県の出資法人に対する運営指導方針」に基づく経営状況の点検評価については、所管部局が対象法人の点検評価を行うが、そのとりまとめを行っているのが総務部行政改革課である。点検評価にあたっては、法人管理、組織及び人事管理、事業管理、財務管理に関する事項などを十分把握するよう努める必要があるが、出資法人の経営状況を的確に把握し評価するために具体的な点検評価の手法、評価指標を総務部行政改革課が「経営状況点検評価マニュアル」として定めることで、点検評価の実施水準が安定的に維持され実施されることを担保している。

また、県出資法人経営評価委員会の開催事務局として委員会の開催を主導し、委員の意見と所管部局の意見の取りまとめや調整を行っている。

なお、県独自で運用している取組のほか、国が出資法人の見直しに関して発出したものとして以下のものがある。

名称	概要
第三セクター等の経営健全化の推進等について (平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 101 号 総務大臣通知)	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に留意の上、第三セクター等 (= 第三セクター及び地方公社) の効率化・経営健全化等に取り組むよう要請したもの
第三セクター等の経営健全化等に関する指針 (平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 102 号 総務省自治財政局長通知)	第三セクター等の経営改善等に関するガイドライン
第三セクター等の経営健全化方針の策定について (平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号 総務省自治財政局公営企業課長通知)	相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する自治体に対し、経営健全化方針を速やかに策定し、公表するよう要請したもの

名称	概要
第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について (令和元年7月23日付け総財公第19号 総務省自治財政局公営企業課長通知)	「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」を受け、未策定の自治体に対しては速やかな策定を、策定済みの自治体に対しては経営健全化方針に基づく取組状況の公表を要請したもの。

これらは、第三セクター等（＝第三セクター及び地方公社）の効率化・経営健全化等に取り組むよう要請するものであり、一定の要件に該当した法人については、経営健全化方針を速やかに策定し、公表するよう要請しているが、このとりまとめについても、総務部行政改革課が実施している。

2. 個別検出事項

(1) 経営健全化方針策定要否に係る調査方法について

国が発出した「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）」に基づき、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する自治体は経営健全化方針を策定することが求められた。経営健全化方針には、以下の事項を盛り込むことが求められている。

(1) 法人の概要

(2) 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

法人の経営状況、財政的なリスク（下記2の（1）から（4）までのいずれかのことをいう。以下同じ。）の現状、財政的なリスクが高くなった要因などを分析すること。

また、これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与についても盛り込むこと。

(3) 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討を行うこと。

(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応を記載すること。

対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てること。ただし、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後5年間で財政的なリスクをどのように改善していくか明記すること。

(5) その他必要な事項

(出典：第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成30年2月20日付け
総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）)

経営健全化方針を策定する必要がある地方公共団体とは、第三セクター等の中で、地方公共団体が出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、一定の要件を満たした法人と関係を有する地方公共団体とされており、一定の要件は以下のとおりとされている。

(1) 債務超過法人

(2) 実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人。

なお、土地開発公社においては、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする。

(3) 地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人

一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して都道府県は3.75%、市町村は11.25%～15%）に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である。

(4) その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

(出典：第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成30年2月20日付け
総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）)

新潟県でも、経営健全化方針を策定すべき法人の有無を調査しており、新潟県農林公社に係る「農林公社分収林事業経営健全化方針」を策定している（平成31年3月公表）。これは、農林公社分収林事業に係る課題が、調査以前から問題として議論されていることから、上記要件の(1)～(3)には該当しないと判断されたものの、(4)の包括条項に該当すると判断し、策定すべきと判断されたものである。このように、(1)～(3)は具体的な数値で検証可能であるが、これだけでは経営健全化の取組が必要な法人をすべて漏れなく抽出しきれないことも想定されるとして(4)の意義があると考えられる。

しかし、(4)についてどのような観点から対象法人の有無を検討しているのか、そのほかに検討対象となった法人の有無を確認したところ、(4)の包括条項についての具体的な検討方針は定められておらず、実質的には経営健全化方針を策定すべき法人の有無

は、(1)～(3)の要件に基づき判定されていた。つまり新潟県農林公社については、従前から課題が明らかに問題視されていることから結果的に(4)に当てはめたのであり、(4)について何らかの検討を行った結果、対象法人として抽出されたわけではない。

「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）」で示されている、(1)～(3)までの要件は、明らかに検討すべき具体的な例示として示されたものと考えられ、具体的な指標等では対応しきれない場合や、個別の事情に合わせた判断をすべき場合について(4)の包括条項を活用することが求められていると考えるべきであり、(1)～(3)の検討をすれば、検討として十分ということではないと考える。

そこで、(4)のような包括条項については、実効性を持たせるために新潟県独自の具体的な事例等を策定したうえで幅広に対象法人を抽出し、経営健全化の取組の要否を検討するような運用が望ましいと考える。

【意見1】

経営健全化方針を策定すべき法人の有無の調査は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）」で示されている、(1)～(3)の要件で検討されているが、(4)に示されている包括条項に基づく検討方針が定められておらず、(4)の条項を活用して検討した実績がない。

具体的な指標等では対応しきれない場合や、個別の事情に合わせた判断をすべき場合について包括条項を活用することが求められていると考えるべきであり、実効性を持たせるために新潟県独自の具体的な事例等を策定したうえで幅広に対象法人を抽出し、経営健全化の取組の要否を検討するような運用が望ましいと考える。

(2) 県出資法人の情報公開について

県出資法人は、その公益性・公共性に鑑み、透明性の確保と説明責任を十分果たすことが必要であることから、新潟県は「県の出資法人に対する運営指導方針」において、出資法人自身が積極的に情報公開するように指導することとしている。

出資法人の情報公開の状況については、県が実施する経営状況点検評価の一項目（決算情報等の開示状況）とされており、所管部署が出資法人の「決算情報等の開示状況」を点検評価している。各所管部署が実施した令和3年度の評価結果は、点検対象となった39法人全てにおいて「積極的に開示している」という評価結果であった。

一方、本包括外部監査において監査対象とした出資法人の業務及び財務等に関する資料のホームページ等における公開状況を確認したところ、法人によりバラつきが生じている状況であった。

業務及び財務等に関する資料	(公財)新潟県環境保全事業団	(公財)新潟県スポーツ協会	(公社)新潟県農林公社	(一財)新潟県建設技術センター	(公財)新潟県都市緑花センター	新潟県住宅供給公社
定款	○	○	○	○	○	×
役員名簿	○	○	○	○	×	○
事業報告書	○	○	○	×	○	○
収支計算書	×	○	○	×	×	
正味財産増減計算書 (損益計算書)	○	○	○	×	○	○
貸借対照表	○	○	○	○	○	○
キャッシュ・フロー 計算書	○		○		○	○
財産目録	×	○	○	×	○	○
事業計画書	○	○	○	×	○	×
収支予算書	×	○	○	×	○	×
中長期経営計画	×	○	○	×	○	×
一般事業主行動計画				○		

このように出資法人において公開されている情報にバラつきが生じている原因として、県が出資法人の点検評価を行う際の判断基準である「経営状況点検評価マニュアル」に公開すべき資料が明確にされていないため、点検評価の実施主体である各所管部署の認識にバラつきがあり、統一的な指導ができていないことが要因と考えられる。

そのため、「経営状況点検評価マニュアル」において、出資法人自ら開示すべき最低限の情報を明確にし、各所管部署において出資法人に統一的な指導ができる体制を構築することが望ましい。

【意見2】

県出資法人は、その公共性から透明性の確保と説明責任を十分果たすことが必要であることから、新潟県は出資法人に対して、出資法人自身が積極的に情報公開するように指導することとされている。

一方、出資法人の情報公開の状況は法人にバラつきが生じていることから、「経営状況点検評価マニュアル」において、出資法人自ら開示すべき最低限の情報を明確にし、各所管部署において出資法人に統一的な指導ができる体制を構築することが望ましい。

なお、出資法人が自ら開示すべき最低限の情報として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」並びに「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」が参考となる。

7. 情報公開

(1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1) に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合は、原則として、これを閲覧させるものとする。

(出典：「公益法人の設立許可及び指導監督基準」より抜粋)

(運用指針)

(6) 平成 16 年 10 月に改正された公益法人会計基準に基づき、財務諸表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を作成する法人の場合は、同計算書類についても本基準(1) -⑥～⑧と同様に扱うものとする。

(出典：「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」より抜粋)

②情報開示のあり方

ア. 情報開示の相手方と方法

公益性を有する法人による情報開示は、原則として、国民一般に対し、その事務所における閲覧及び謄写によるほか、公益性を有する法人の負担にも留意しつつ、インターネットによる開示を求めることが適当である。(略)

イ. 情報開示の事項

開示事項としては、まず、現行の指導監督基準において原則として一般の閲覧に供することとされている業務及び財務等に関する資料とすることが適当である。(略)

(出典：「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」より抜粋)

III. 公益財団法人 新潟県環境保全事業団

1. 出資法人の概要

(1) 出資法人及び所管部署の概要

① 出資法人の概要

法人名	公益財団法人 新潟県環境保全事業団				
所在地	新潟市西区曾和 1182 番地				
設立年月日	平成 4 年 10 月 1 日	代表者	理事長 関根繁明		
基本財産	150,000 千円	県出資額	50,000 千円 (33.3%)		
主な 出捐者	順位	出捐団体名		出捐額	出捐比率
	1	新潟県		50,000 千円	33.3 %
	2	(一社) 新潟県建設業協会		17,000 千円	11.3 %
	3	新潟市		12,255 千円	8.2 %
	4	(一社) 新潟県産業資源循環協会		10,000 千円	6.7 %
	その他	市町村 (28 市町村)、 産業経済団体 (24 団体)		60,745 千円	40.5 %
設立目的	産業廃棄物の処理 (当該処理を行うための施設の建設を含む。)、環境保全のための啓発等に関する事業を行い、新潟県の快適で住みよい生活環境の確保及び産業経済の健全な発展に寄与することを目的とする。				

② 所管部署の概要

所管部局・課名	環境局 資源循環推進課
事務分掌	(1) 資源循環の推進に関する事項 (2) 廃棄物の処理及び減量に関する事項 (3) 浄化槽に関する事項 (浄化槽工事業の登録及び浄化槽設備士に関する事項を除く。) (4) 公共下水道の終末処理場の水質に係る維持管理の指導に関する事項 (5) 放射能汚染廃棄物の処理に関する事項 (6) 産業廃棄物の不法投棄対策に関する事項
出資法人の設立 (出捐) 経緯	・ 公共関与の広域最終処分場の整備及び運営を目的として、平成 4 年 10 月に設立 ・ 平成 25 年 4 月から公益財団法人に移行
出資法人との役割分担	【県の役割】 「第 3 次新潟県資源循環型社会推進計画」に基づき、県として 3R の推進や事業活動に伴う廃棄物の発生抑制、循環的

	<p>利用を進める一方で、廃棄物の適正処理と処理基盤の推進を図る観点から、県内に必要な最終処分容量の確保のため、市町村及び関係団体等との総合調整を行い、最終処分場の整備促進を図る。</p> <p>【法人の役割】</p> <p>産業廃棄物の処理(当該処理を行うための施設の建設を含む。)、環境保全のための啓発等に関する事業を行い、新潟県の快適で住みよい生活環境の確保及び産業経済の健全な発展に寄与すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間では設置困難な産業廃棄物最終処分場の建設 ・ 産業廃棄物の広域的な処理 ・ 産業廃棄物最終処分場の安定的な経営 ・ 環境保全啓発活動の実施
--	--

(2) 県の財政的、人的支援の概要

① 法人の負債のうち県の支援状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付金残高	—	—	—
債務保証残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務残高	2,750,000	2,350,000	1,950,000

② 県の財政支出状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金	—	—	—
負担金	—	—	680
貸付金	—	—	—
委託料	8,723	8,654	8,984
指定管理料	—	—	—
その他県支出	—	—	—

③ 役員・職員及び県の人的関与の概要

【役員】

各年度7月1日現在（単位：人）

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
理事	常勤	1	—	1	1	—	1	1	—	1
	非常勤	5	1	1	5	1	1	5	1	1
評議員	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	5	1	—	5	1	—	5	1	—
監事	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	2	—	1	2	—	1	2	—	1
計		13	2	3	13	2	3	13	2	3

【職員】

各年度7月1日現在（単位：人）

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
職員兼 務役員	常勤	1	—	1	1	—	1	1	—	1
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員	常勤	8	—	1	8	—	1	8	—	1
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員 以外	常勤	6	1	—	6	1	—	6	1	—
	非常勤	2	—	1	2	—	1	2	—	1
計		17	1	3	17	1	3	17	1	3

(3) 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸 借 対 照 表	流動資産	1,244,720	1,269,621	1,433,588
	固定資産	10,163,260	9,888,297	9,807,633
	資産合計	11,407,980	11,157,919	11,241,221
	流動負債	627,336	573,000	628,141
	(うち短期借入金)	400,000	400,000	400,000

	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	固定負債	5,237,238	4,988,108	4,637,180
	（うち長期借入金）	2,350,000	1,950,000	1,550,000
	指定正味財産	3,162,823	2,809,012	2,466,444
	一般正味財産	2,380,581	2,787,797	3,509,454
	正味財産合計	5,543,405	5,596,810	5,975,899
正味財産増減計算書	経常収益	2,374,676	2,327,335	2,584,391
	経常費用	2,387,946	1,920,119	1,862,744
	評価損益等	—	—	—
	当期経常増減額	▲13,270	407,216	721,647
	経常外収益	—	—	10
	経常外費用	0	0	0
	当期経常外増減額	▲0	▲0	9
	当期一般正味財産増減額	▲13,270	407,216	721,657

2. 個別検出事項

(1) 出資法人に対する結果及び意見

① 登記事務について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、役員等の氏名は登記事項となっており、登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされている。

第二款 主たる事務所の所在地における登記

（一般社団法人の設立の登記）

第三百一条

一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行わなければならない。

（中略）

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

（中略）

五 理事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 理事会設置一般社団法人であるときは、その旨

八 監事設置一般社団法人であるときは、その旨及び監事の氏名

九 会計監査人設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
(以下略)

(一般財団法人の設立の登記)

第三百二条

一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行わなければならない。

(中略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

(中略)

五 評議員、理事及び監事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 会計監査人設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
(以下略)

(変更の登記)

第三百三条

一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(出典：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 抜粋)

しかし、新潟県環境保全事業団においては、役員等の変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。

登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類（就任承諾書等）の準備に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配布し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。

【指摘 1】

登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、役員等に変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。

登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類（就任承諾書等）の準備

に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配布し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。

② 理事会の書面決議にかかる議事録について

新潟県環境保全事業団においては、定款で理事会の決議要件が定められており、書面決議においてもその要件が定められている。書面決議の成立要件としては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たした場合とされており、同法第 96 条では「理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）」と定められている。

定款

第 31 条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(出典：公益財団法人新潟県環境保全事業団定款 抜粋)

(理事会の決議の省略)

第九十六条

理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

(出典：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 抜粋)

このように、理事会で書面での決議が有効に行われたと認められるには、理事全員が同意の意思表示を示したことのみならず、監事が当該提案について異議を述べていないことが必要であるが、新潟県環境保全事業団の書面決議の理事会議事録については、理事全員が同意した旨は記載されているが、監事が異議を述べていないかどうかについては記載がなかった。そのため、議事録だけではその有効性を確認することができない状況である。なお、検証した範囲では、監事が決議事項に異議がない旨の書面を入手していることが確認できた。

そのため、書面決議を行う場合には、監事が異議を述べたかどうかについても議事録に明記しておくことが望ましい。

【意見3】

理事会で書面での決議が有効に行われたと認められるには、理事全員が同意の意思表示を示したことのみならず、監事が当該提案について異議を述べていないことが必要であるが、新潟県環境保全事業団の書面決議の理事会議事録については、理事全員が同意した旨は記載されているが、監事が異議を述べていないかどうかについては記載がなかった。そのため、議事録だけではその有効性を確認することができない状況である。

そのため、書面決議を行う場合には、監事が異議を述べたかどうかについても議事録に明記しておくことが望ましい。

③ 役員の欠格事由の確認について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律では、役員に欠格事由に該当するものがある場合、公益認定が取り消されることになっている（第6条、第29条）。

（欠格事由）

第六条

前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に

処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

（以下略）

（公益認定の取消し）

第二十九条

行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

（以下略）

（出典：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 抜粋）

このように、役員が欠格事由に該当することになった場合、行政庁は公益認定を取り消さなければならないとされており、役員が欠格事由に該当するかどうかについては、常に留意が必要である。新潟県環境保全事業団では、役員の就任時に欠格事由等の確認書を手入しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を手入はしていない。公益認定の取り消しは、法人にとって大きな影響を与えることから、何が欠格事由に該当するのか、該当する事象があるのかの確認は非常に重要である。

法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認したうえで確認書を手入することが望ましい。

【意見 4】

新潟県環境保全事業団では、役員の就任時に欠格事由等の確認書を手入しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を手入はしていない。

法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認したうえで確認書を手入することが望ましい。

④ 廃棄物処理料金の価格改定について

新潟県環境保全事業団における廃棄物処理料金の価格については、定期的に見直しが行われており、法人の運営や将来的な支出見込みなどをカバーできるように価格を設定するという方針により検討がなされていた。結果として、平成18年で価格改定が行われてから、15年以上全般的な価格改定は行われていない。

しかし、エコパークいずもぎきにおいて、計画を上回る量の産業廃棄物が搬入されており、処理量の削減を見込んで価格の見直し調査を行った結果、県外処分場や中間処理業者との比較において、全体的に価格が低い設定となっていることが判明したことから、令和5年1月1日から全体的に価格の引き上げが行われることとなった。

<廃棄物処理料金の改定について（お知らせ）>

日ごろより、エコパークいずもぎきをご利用いただき感謝申し上げます。

さて、廃棄物処理料金については、廃プラスチック情勢への対応等を理由とした一部見直し（令和元年及び令和2年）を除き、平成18年の改定以来、全般的な料金引上げを行わないまま15年以上が経過しております。昨今、搬入量を抑制の方向に適正化させるために見直しが必要な状況にあることから、全ての産業廃棄物について、下記のとおり処理料金を改定させていただくことといたしました。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（中略）

<改定理由>

- 第3期処分場には計画を上回る量の産業廃棄物が搬入されており、埋立終了予定である令和13年よりも前に埋立が完了するおそれがある。
- 災害が多い新潟県における災害廃棄物の処理の余力を確保していく必要がある。
- このような状況下、廃棄物が民間の安定型最終処分場や中間処理施設での受入れが可能なものであるかも考慮の上、より効果的な搬入抑制を実施するよう、令和4年7月4日付けで新潟県から行政指導があった。
- これを受けて、今般、廃棄物全般について民間処理施設の料金水準との均衡を考慮して見直しを行ったもの。

（以下略）

（出典：「廃棄物処理料金の改定について（お知らせ）」（令和4年9月5日）抜粋）

なお、廃棄物処理料金の価格設定については、業界として市場価格情報等が無く、事業者間での取引価格が基準になっていることも多いことから、価格情報の収集は容易

に行うことはできず、地道な聞き込み等により調査を行わざるを得ないとのことである。

最終処分場は、廃棄物が持ち込まれれば、設定された価格にて受け入れ処分を行うという事業であり、事業戦略として大きな影響を与えるのが価格設定であることから、常に見直しが必要である。また、諸外国のプラスチック輸入規制、バーゼル条約（有害廃棄物の国境を超える移動等を規制）、中間処理業者の状況、行政の動向などにより廃棄物の処理状況は変動を受けると考えられるため、市場の動向や、制度の状況等に応じた価格の設定が必要となる。このように、価格設定は変動要因が多く、新潟県環境保全事業団としても継続的な価格設定の見直しを行ってきているところではあるが、情報収集の困難さもあり、結果として同業他社の料金水準から全体的に低い設定となってしまう。

市場の価格情報については容易に収集できないとのことであるが、廃棄物処理業者として利用事業者等からも情報を集められる環境でもあることから継続的に情報収集に努め、法人として求められている役割や、市場の原理も考慮の上、価格改定について検討するような運用が望ましい。

【意見 5】

廃棄物処理料金の価格設定は変動要因が多く、新潟県環境保全事業団としても継続的な価格設定の見直しを行ってきているところではあるが、情報収集の困難さもあり、結果として同業他社の料金水準から全体的に低い設定となってしまう。

市場の価格情報については容易に収集できないとのことであるが、廃棄物処理業者として利用事業者等からも情報を集められる環境でもあることから継続的に情報収集に努め、法人として求められている役割や、市場の原理も考慮の上、価格改定について検討するような運用が望ましい。

(2) 出資法人と所管部署に共通する結果及び意見

① 公共関与による広域最終処分場の将来計画について

新潟県は、平成 29 年 3 月に策定した「新潟県環境基本計画」において、資源を大切に
する循環型の地域社会づくりを目指すこととし、施策展開として「適正処理の推進と処理基盤の整備」に「3Rの推進」及び「不法投棄対策の推進」を加えた3つを施策の柱に位置づけている。また、同計画の中で、「適正処理の推進と処理基盤の整備」の施策の一つに、民間による処分場整備を補完するため、公共関与の廃棄物広域最終処分場の整備による必要な容量の確保が位置づけられている。

新潟県環境保全事業団は、産業廃棄物の処理、環境保全のための啓発等に関する事業を行い、新潟県の快適で住みよい生活環境の確保及び産業経済活動の健全な発展に寄与することを目的に設立された法人であり、公共関与の廃棄物処理施設となるエコパ

ークいずもぎき（管理型最終処分場）の運営を行っている。

エコパークいずもぎきは、平成 11 年 4 月に、高度な水処理技術及び公害防止技術を駆使したモデル施設として供用を開始、これまで災害廃棄物を含め県内で発生する廃棄物の処理を行ってきたが、供用開始から 15 年以上経過して処分場の残容量が少なくなっており、県内の産業活動及び廃棄物の適正処理に支障が生じないように、平成 30 年 10 月、第 3 期処分場を新たに同敷地内に整備した。第 3 期処分場の事業規模は以下のとおりである。

項目	第 3 期処分場 (現在稼働)	第 1 期・2 期処分場
最終処分場の種類	管理型最終処分場	管理型最終処分場
埋立構造	準好気性埋立構造	準好気性埋立構造
埋立面積 (ha)	5.27	9.8
埋立容量 (m ³)	93.74 万	148.4 万
埋立年数 (年)	概ね 13	17
浸出水処理施設 (m ³ /日)	520	560

(出典：公益財団法人新潟県環境保全事業団 HP)

このように、エコパークいずもぎきは、現在稼働しているのが第 3 期処分場であり、その埋立年数は概ね 13 年（令和 13 年）と見込まれていた。しかし、埋立量の実績推移からすると、予定を上回る処分量となっており、令和 13 年よりも早く満杯となってしまう懸念が生じている。

<処理量の計画と実績>

(単位：トン)

	計画	実績	計画比
令和元年度	60,800	88,644	145%
令和 2 年度	60,800	83,463	137%
令和 3 年度	60,800	80,811	132%

(出典：新潟県提供資料を基に監査人加工)

以上の状況を踏まえ、新潟県は令和 4 年 7 月 4 日付で、効果的な搬入抑制策の実施を、エコパークいずもぎきに要請している。

(中略)

現在稼働中の第 3 期処分場は、令和 13 年までの供用を見込んでおり、それを見据

えて上越地区における次期公共関与最終処分場の整備を進めているところです。第3期処分場では計画量を上回る産業廃棄物の搬入が続いており、貴団体でも搬入抑制に努めているところですが、現状のまま推移すれば、次期処分場の整備前に埋立が完了するおそれがあり、県としては、こうした事態は避けなければならないと考えております。

については、受入れ廃棄物が安定型最終処分場や中間処理施設での受入れが可能なものであるかも考慮の上、より効果的な対策を検討し、搬入抑制に努めていただきますようお願いいたします。

(出典：「エコパークいずもぎきにおける効果的な搬入抑制策の実施について」抜粋)

県は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用など循環的利用を図った上で、循環的利用ができないものは適正な処分が確保されるよう、取組を進めている。また、民間の処分場整備が進まない状況を踏まえ、その補完として、公共関与での広域最終処分場を整備し、安定的な処分容量の確保に努めている。県内で最終処分に供される産業廃棄物のうち約5割がエコパークいずもぎきで処理されているという状況を考えれば、公共関与で運営している最終処分場の継続的・安定的運営は非常に重要である。

しかし、最終処分場が当初予定よりも早期に埋め立てが完了してしまうリスクがあることから、県は事業団と連携してエコパークいずもぎきへの搬入事業者に対し、リサイクルの推進及び搬入量削減に向けた協力要請を行っている。そのほか、業界団体等に対し、リサイクルの推進や排出量削減に向けた協力要請を行うとともに、事業団に対しても、実効性ある搬入抑制策の実施を指導している。

以上のように、県及び事業団は各種対策をとっているが、その効果は今後の推移を見守る必要がある。県内の産業廃棄物の最終処分場として大きな役割を果たしているエコパークいずもぎきにおける受入れが困難となった場合に生じる影響を考えた上で、埋め立ての進捗に応じたさらなる対策が望まれる。

【意見6】

最終処分場が当初予定よりも早期に埋め立てが完了してしまうリスクがあることから、県及び事業団は各種対策をとっているが、その効果は今後の推移を見守る必要がある。

県内の産業廃棄物の最終処分場として大きな役割を果たしているエコパークいずもぎきにおける受入れが困難となった場合に生じる影響を考えた上で、埋め立ての進捗に応じたさらなる対策が望まれる。

(3) 所管部署に対する結果及び意見

① 「リサイクルアドバイザー」設置業務における随意契約について

新潟県は、新潟県環境保全事業団と「リサイクルアドバイザー」の設置業務について、随意契約により委託契約を締結している。「リサイクルアドバイザー」とは、産業廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの促進、リサイクル関連産業の育成を図るため、県内事業者からのリサイクル対策等の相談に広く対応するものとして設置されるものである。

随意契約の理由としては、多くの企業や非公開のリサイクル技術等の情報を取り扱うため常に中立の立場であることが必要であること、廃棄物に関する知識を保有していること、廃棄物情報を収集することができる必要があることとし、これらの条件を満たすものとして適切であるためとしている。

県の事業として、守秘義務や中立性が求められる事業は多くあり、「リサイクルアドバイザー」設置業務のみが守秘義務や中立性が求められるわけではない。また、県の事業の委託先としては民間事業者を活用している例も多く、民間事業者であることから守秘義務や中立性を守られないことにはならないと考える。また、リサイクルに関する現場情報や廃棄物情報については、事業者や関連団体なども保有していると考えられ、新潟県環境保全事業団のみが保有しているものではないと考えられる。

以上からすると、新潟県環境保全事業団を委託先とした選定理由を否定するものではないが、中間処理にかかる業界団体等も選択肢として考えられることから、随意契約が適切であるか十分確認の上、選定を行うべきである。

【意見7】

「リサイクルアドバイザー」設置業務の委託先とした新潟県環境保全事業団の選定理由を否定するものではないが、中間処理にかかる業界団体等も選択肢として考えられることから、随意契約が適切であるか十分確認の上、選定を行うべきである。

② 「リサイクルアドバイザー」設置業務における委託業務の見直しについて

「リサイクルアドバイザー」の設置業務について、「リサイクルアドバイザー」の業務内容としては以下のとおりである。

1 産業廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクル対策に係るアドバイス業務

(1) 対象事業者

新潟県内に事務所、事業所を有する事業者

(2) 業務内容

○リサイクル等対策に係る相談等への情報提供、アドバイス

・リサイクル等関連情報（リサイクル技術、リサイクル工程等）の提供

- ・法的、技術的問題点の整理
- ・専門家（人材）、専門機関、関連図書（文献）等の紹介
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく多量排出事業者による減量化計画策定へのアドバイス
- (3) 業務形態
 - メール、電話、面談等によるアドバイス
 - 事業者やイベント等への訪問によるアドバイス
- 2 「リサイクルアドバイザー」の業務を円滑に行うための情報収集・発信
 - (1) 業務内容
 - 県内事業者の産業廃棄物のリサイクル等に関する取組等の情報収集
 - リサイクル等に係る有用な情報の発信
 - (2) 業務形態
 - 事業者やイベント等への訪問による情報収集
 - ホームページやリーフレット等を利用した情報発信
- 3 「リサイクルアドバイザー」の周知を図るための広報活動
 - (1) 業務内容
 - 「リサイクルアドバイザー」の業務内容の周知
 - (2) 業務形態
 - 事業者やイベント等への訪問による広報活動
 - ホームページやリーフレット等を利用した広報活動

（出典：委託契約書（別紙2））

契約書の別紙において業務内容について定められてはいるが、具体的な業務やその数値目標等が明確にはなっていない。

また、委託者が提出する成果報告書として四半期ごとに「定期報告書」が提出されているが、令和3年度第4四半期における定期報告書においては、広報活動等報告書にて3事業者に対し実施した現地確認の結果報告があるのみであり、アドバイス業務等報告書においてアドバイス業務等については該当なしとの報告であった。

このように、「リサイクルアドバイザー」の設置業務については、業務内容や数値目標が明確でなく、委託業務が何をもって達成されたのかが不透明である。また、定期報告においても第4四半期における活動報告が3事業者に対し実施した現地確認の結果報告しか確認できず、事業としての目的が達成できているかどうか不明である。

事業において実施すべき業務の成果を明確にし、委託料に見合う業務が適切に行われているかどうかを検証すべきである。また、委託料と実施されている業務とで乖離が

生じている場合には、事業の必要性についても見直すべきである。

【意見 8】

「リサイクルアドバイザー」の設置業務については、契約書において業務内容や数値目標が明確でなく、委託業務が何をもって達成されたのかが不透明である。また、定期報告においても第 4 四半期における活動報告が 3 事業者に対し実施した現地確認の結果報告しか確認できず、事業としての目的が達成できているかどうか不明である。

事業において実施すべき業務の成果を明確にし、委託料に見合う業務が適切に行われているかどうかを検証すべきである。また、委託料と実施されている業務とで乖離が生じている場合には、事業の必要性についても見直すべきである。

③ 「リサイクルアドバイザー」設置業務における定期報告書の適時性について

「リサイクルアドバイザー」の設置業務について、契約書では定期報告書の提出について、以下のように定めている。

(成果報告書の提出)

第 10 条

乙は、事業が完了したときは、リサイクルアドバイザーの活動状況についての定期報告書（様式 1、2）を、四半期ごとに、遅滞なく甲に提出しなければならない。

(検査)

第 11 条

甲は、前条の報告書を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

(出典：委託契約書)

このように、定期報告書は、四半期ごとに遅滞なく新潟県に提出することが求められているが、令和 3 年度の実績は以下のとおりである。

	提出日	新潟県受領日
令和 3 年度第 1 四半期	令和 3 年 8 月 6 日	令和 3 年 8 月 11 日
令和 3 年度第 2 四半期	令和 3 年 11 月 24 日	令和 3 年 11 月 26 日
令和 3 年度第 3 四半期	令和 4 年 1 月 19 日	令和 4 年 1 月 20 日
令和 3 年度第 4 四半期	令和 4 年 3 月 31 日	令和 4 年 3 月 31 日

(出典：新潟県提供資料)

以上のように、定期報告書は四半期ごとに遅滞なく提出することとなっているが、四半期経過後2か月ほど経って提出されたものがあった。

定期報告書は、新潟県として委託業務が適切に行われているかを検査するためのものであり、遅滞なく提出するように指導すべきである。

【指摘2】

定期報告書は四半期ごとに遅滞なく提出することとなっているが、四半期経過後2か月ほど経って提出されたものがあった。

定期報告書は、新潟県として委託業務が適切に行われているかを検査するためのものであり、遅滞なく提出するように指導すべきである。

④ 地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業委託における経費精算書について

地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業委託における履行届には経費精算書が添付されており、報告されている執行金額が委託料と一致していた。これは、事業団が委託料を流用することなく、委託業務に利用したことを自主的に説明したものであるという位置づけである（県の会計規程上、必要な様式ではない）。

経費精算書の報告が、委託料の金額と一致させて報告することが前提では、予算と実績の比較ができず、受託者側でどのような調整が行われているか、その影響額も把握できないことになる。県が委託事業の予算を策定するにあたっては、事業者から提出される見積書をもとに、事業が適切に遂行できることの確認及び委託額の妥当性を検討しているとのことである。

随意契約の場合、競争入札やプロポーザルのような競争原理が働かず、委託事業者から提出される見積書が契約金額の基礎となるため、見積書の金額水準の妥当性を検証することが重要である。金額水準の妥当性を検証するにあたっては、過去実績との比較検証が有用であるため、経費精算書の様式の変更を求め、実績額もあわせて報告してもらうような運用にすることが望ましいと考える。

この点、県としては、県の会計規程上実績額の報告は求められていないため、実績額の報告をさせることを契約上義務付けることはできないとの見解であった。しかし、実務として会計規程上求められていない経費精算書が提出されていることから、当該経費精算書の運用を改善することで対応可能と考えられるとともに、見積書の金額水準の妥当性を検証するにあたって過去実績との比較が有用であることからすれば、現状行われている実務の活用も含め、より有効な運用を検討すべきと考える。

【意見9】

受託者から提出される経費精算書の報告が、委託料の金額と一致させて報告することが前提では、予算と実績の比較ができず、受託者側でどのような調整が行われて

いるか、その影響額も把握できないことになる。

経費精算書の様式の変更を求め、実績額もあわせて報告してもらうような運用にし、予算策定における見積書と実績との比較検証を実施することにより、見積書の金額水準の妥当性を検証することが望ましい。

IV. 公益財団法人新潟県スポーツ協会

1. 出資法人の概要

(1) 出資法人及び所管部署の概要

① 出資法人の概要

法人名	公益財団法人 新潟県スポーツ協会			
所在地	新潟市中央区清五郎 67 番地 12			
設立年月日	大正 15 年 7 月 25 日	代表者	会長 花角英世	
基本財産	26,900 千円	県出資額	15,000 千円 (55.8%)	
主な 出捐者	順位	出捐団体名	出捐額	出捐比率
	1	新潟県	15,000 千円	55.8 %
	2		千円	%
	3		千円	%
	4		千円	%
その他	運用益からの積立金等		11,900 千円	44.2 %
設立目的	スポーツを振興し、県民体力の向上を図りスポーツ精神を養うことを目的とする。			

② 所管部署の概要

所管部局・課名	観光文化スポーツ部 スポーツ課
事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> (1) 競技スポーツの振興と競技水準の向上に関すること (2) 生涯スポーツの振興と健康・体力の維持増進に関する こと (3) 国民体育大会に関すること (4) スポーツ指導者の養成に関すること (5) スポーツ少年団の育成、整備及び拡充並びに青少年ス ポーツの推進に関すること (6) 地域スポーツクラブの育成、支援及び拡充並びに地域 スポーツの推進に関すること (7) 広報・啓発に関すること (8) スポーツ医科学に関する調査・研究及びその振興に関 すること (9) 顕彰に関すること
出資法人の設立(出捐) 経緯	新潟県の体育・スポーツ団体の統括組織として大正 15 年 に設立。昭和 42 年には「スポーツを振興して県民体力向上 を図り、スポーツ精神を養う」ことを目的として財団化。平 成 24 年 4 月に公益財団法人に移行。平成 30 年 4 月に「公益

	財団法人新潟県スポーツ協会」へ名称変更した。
出資法人との役割分担	<p>【県の役割】 本県スポーツ振興の総合計画の策定と推進体制の整備 ①市町村や学校との調整 ②施設の整備・維持管理 ③推進体制の整備・充実、社会状況の変化に対応した体制の見直し</p> <p>【法人の役割】 スポーツ団体の県内唯一の中心的組織という特性を活かした役割 ①競技団体と連携した本県競技力向上のための強化体制の構築 ②県内スポーツ関係団体との連携（ネットワークの形成）と、ネットワークを通じた情報収集・提供の拠点化 ③県と連携したスポーツ施策の推進</p>

(2) 県の財政的、人的支援の概要

① 法人の負債のうち県の支援状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付金残高	—	—	—
債務保証残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—

② 県の財政支出状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金	6,452	3,570	3,440
負担金	—	—	—
貸付金	—	—	—
委託料	241,111	179,876	198,236
指定管理料	157,054	157,708	157,649
その他県支出	—	—	—

③ 役員・職員及び県の人的関与の概要

【役員】

各年度7月1日現在（単位：人）

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
理事	常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
	非常勤	23	1	3	22	2	2	22	2	2
評議員	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	18	2	2	18	2	2	18	2	2
監事	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	3	—	1	3	—	1	3	—	1
計		46	3	8	45	4	7	45	4	7

【職員】

各年度7月1日現在（単位：人）

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
職員兼 務役員	常勤	1	—	1	1	—	1	1	—	1
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員	常勤	8	—	—	8	—	—	8	—	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員 以外	常勤	38	2	2	35	2	2	34	2	2
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		47	2	3	44	2	3	43	2	3

(3) 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸 借 対 照 表	流動資産	62,225	109,841	97,165
	固定資産	636,256	630,334	638,168
	資産合計	698,481	740,175	735,333
	流動負債	49,914	88,242	73,333
	(うち短期借入金)	—	—	—

	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	固定負債	54,884	57,729	64,573
	（うち長期借入金）	—	—	—
	指定正味財産	19,009	20,248	20,912
	一般正味財産	574,674	573,956	576,515
	正味財産合計	593,683	594,204	597,427
正味財産増減計算書	経常収益	493,040	406,728	436,174
	経常費用	491,726	407,376	433,544
	評価損益等	—	—	—
	当期経常増減額	1,314	▲648	2,630
	経常外収益	—	—	—
	経常外費用	—	—	—
	当期経常外増減額	—	—	—
	当期一般正味財産増減額	1,314	▲648	2,630

2. 個別検出事項

(1) 出資法人に対する結果及び意見

① 登記事務について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、役員等の氏名は登記事項となっており、登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされている（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条）。

しかし、新潟県スポーツ協会においては、役員等の変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。

登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類（就任承諾書等）の準備に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配布し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。

【指摘3】

登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。

登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類（就任承諾書等）の準備に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配布し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。

② 自己財源の確保について

新潟県スポーツ協会の収入の約 8 割は新潟県からの委託料・指定管理料・補助金により構成されており、収入全体に対する県依存度が高い状況にある。新潟県からの委託料等の状況が財務状況に大きな影響を与えていることから、新潟県スポーツ協会における安定的な自主財源の確保が課題である。

なお、新潟県スポーツ協会では安定的な自主財源の確保に向け、協賛金の獲得を目指して、ホームページ発信や企業訪問などによる新規法人会員獲得のほか、SDGs を絡めた子ども向けプロジェクトを新たに立ち上げるなど、積極的な取り組みを行っている。

ただし、収入全体に対する県依存度は依然と高い状況から、自主財源の確保に向けた新規事業の定着、拡大をより一層取り組むことが望まれる。

【意見 10】

新潟県スポーツ協会では安定的な自主財源の確保に向け、協賛金の獲得を目指して、ホームページ発信や企業訪問などによる新規法人会員獲得のほか、SDGs を絡めた子ども向けプロジェクトを新たに立ち上げるなど、積極的な取り組みを行っている。今後は、自主財源の確保に向けた新規事業の定着、拡大をより一層取り組むことが望まれる。

③ 貸与物品の現物実査について

新潟県は指定管理者に貸与している物品について、新潟県物品会計規則(昭和 39 年新潟県規則 13 号)に基づく物品の照合確認作業を指定管理者に年 1 回依頼している。

新潟県スポーツ協会では、指定管理している「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター」の貸与物品について、物品管理委託簿と貸与備品との現物照合を実施した後に備品照合確認結果報告書を作成し、貸与物品の管理状況を新潟県へ報告している。

(備品類等の照合)

第 27 条の 2 物品取扱員は、所管する物品管理職員の命を受けて、毎年度、第 39 条第 1 項第 1 号の物品管理簿の備品類及び消耗品類(郵便切手類を除く。)に係る記載内容と現物を照合確認しなければならない。

(出典：新潟県物品管理規則 抜粋)

しかし、現物照合を実施した際の物品管理委託簿を確認したところ、現物照合した証跡がない物品が発見された。新潟県スポーツ協会に確認したところ、ロケーションを変更したことにより物品の所在が不明となり、現物の照合を行わなかったとの回答を得た。なお、備品照合確認結果報告書では、物品管理委託簿と現物の不整合はないと新潟県に報告している。

新潟県からの貸与物品の保管状況や稼動状況等を把握するという目的からすれば、現物照合の結果は実態に合わせて報告すべきである。また、ロケーションの変更に対応できるように、物品の管理者である新潟県スポーツ協会がロケーションを含めた貸与品管理簿等を作成することが必要である。

【指摘 4】

「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター」の貸与物品について、新潟県から現物照合が求められているが、ロケーション変更等により物品の所在が不明となり、現物の照合を行っていない物品が発見された。これについて、新潟県スポーツ協会は、備品照合確認結果報告書にて物品管理委託簿と現物に不整合はないと新潟県に報告していた。

新潟県からの貸与物品の保管状況や稼動状況等を把握するという目的からすれば、現物照合の結果は実態に合わせて適切に報告すべきである。また、物品の管理者である新潟県スポーツ協会がロケーションを含めた貸与品管理簿等を作成することが必要である。

④ 競技水準向上対策事業の対象経費について

新潟県スポーツ協会では、本県選手が国体をはじめとする全国大会や世界で活躍することを目的として、各競技団体が行う強化練習や合宿等の支援を実施している(以下、競技水準向上対策事業)。競技水準向上対策事業における対象経費は、「競技水準向上対策事業 新潟ジュニア育成事業実施要領」において以下のように定められている。

対象経費	金額	備考
報償費	実費	対象指導者：外部講師に限る。 対象上限額：1日 20,000円以内(指導が半日の場合は10,000円以内)
交通費	実費	利用範囲：当該合宿・練習会等に係るもので、公共交通機関利用料金、バス借上料金、レンタカー借上料金及び有料道路料金並びに駐車場料金を対象とする。なお、やむを得ない場合は自家用車を使用することができる。

対象経費	金額	備考
宿泊費	実費	対象上限額：選手指導者等 1泊8,000円以内 外部講師 1泊10,000円以内 民間等の宿泊施設以外(高校又はセミナーハウス又は合宿所等)を利用する場合は、施設使用料、布団借上料及び食事代と宿泊費としてみなす。
会場使用料	実費	対象上限額：施設利用料金及び競技用具借上料実費
負担金	実費	対象範囲：JOC 又は中央競技団体からの指名を受け、国際大会等に派遣されるジュニア選手の当該大会等参加に要する負担金
競技用消耗品費	実費	当該競技を行う上で必要となる競技用消耗品とし、個人に帰属するものを除く。
大型競技用具等運搬費	実費	対象競技：馬術、セーリング、ボート、カヌーの各競技

(出典：競技水準向上対策事業 新潟ジュニア育成事業実施要領 抜粋)

競技団体から提出された実施報告書を閲覧したところ、ドラッグストアで購入した飲料や内訳のわからないコンビニの領収書が補食費(宿泊費の一部)として認められている事案が発見された。

新潟県スポーツ協会では、宿泊費には宿泊施設から食事提供を受けられない場合などの自己調達を含むことを想定しているとのことであるが、自己調達の範囲が明確に定められておらず、実態として宿泊費の上限額(1泊8,000円)以内であれば、補食費を宿泊費の一部として認める運用を行っている。

そのため、補食費の定義を明確にするとともに、自己調達の範囲及び上限等について明確な基準を設けることが望ましい。

【意見 11】

宿泊費には宿泊施設から食事提供を受けられない場合などの自己調達を含むことを想定しているが、自己調達の範囲が明確に定められておらず、実態として宿泊費の上限額(1泊8,000円)以内であれば、補食費を宿泊費の一部として認める運用を行っている。

そのため、補食費の定義を明確にするとともに、自己調達の範囲及び上限等について明確な基準を設けることが望ましい。

(2) 所管部署に対する結果及び意見

① 活動指標の設定について

新潟県スポーツ推進プランにおいて、成果指標として「国体総合成績」「本県成人の週1日以上スポーツ実施率」「本県児童生徒の体力テスト数値」「障害のある人とない人がともに参加しているスポーツ教室・イベント等がある市町村数」「大規模スポーツイベントの観戦者数」を掲げている。また、成果指標の達成に関連する主要施策に対して、施策指標(サブ指標)を設定している。

成果指標は設定しているが、成果指標を達成するための活動に対する指標(以下、活動指標)は設定しておらず、毎期の定量的な事業評価が効果的に実施されていない。

そのため、定量的評価を実施することが可能である主要な施策等に対しては、事業目的に従った活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望まれる。

なお、活動指標に関しては、事業内容に照らしてできるだけ直接的な指標(例えば、総合型地域スポーツクラブへの支援件数やスポーツ団体を対象とする研修会の回数など)を設定することが望ましいと考える。

【意見12】

新潟県スポーツ推進プランにおいて成果指標や関連する主要施策に対して施策指標(サブ指標)を設定しているが、活動指標は設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、定量的評価を実施することが可能である主要な施策等に対しては、事業目的に従った活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。

② 交付要綱と要領の相違について

新潟県では、競技スポーツの振興を図るため、競技団体等が行う競技スポーツの振興に関する事業に要する経費に対し補助金を交付している。当該補助金は「新潟県競技スポーツ振興費補助金交付要綱(以下、要綱)」に基づき交付をしており、要綱において実績報告書の提出は以下のように規定されている。

(実績報告書)

第10条2項 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(出典：新潟県競技スポーツ振興費補助金交付要綱 抜粋)

新潟県スポーツ協会から提出された補助金実績報告書を閲覧したところ、実績報告書における報告日が4月19日付であり、要綱で定められた期間を超過している事案が発見された。

新潟県に確認したところ、「スポーツ医科学スポーツ補助事業実施要領(以下、要領)」に基づき実績報告書の提出を求めており、報告日が4月19日であったとの回答を得た。要領において、実績報告書の提出は以下のように規定されている。

(実績報告書)

第7条 補助事業が終了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、実績報告書(別記様式5号)を事業完了日から起算して30日以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(出典：スポーツ医科学スポーツ補助事業実施要領 抜粋)

要領で定められた期限内に実績報告書の提出はあるものの、要綱における実績報告書の提出期限と要領における実績報告書の提出期限が相違していることは問題である。新潟県において要綱、要領の制定基準はないものの、一般的には、要綱は基本的事項を定め、要領は細則を定めているものと解される。そのため、要綱と要領において、記載事項が重複かつ相違するケースは通常想定されないと考えられる。

よって、要綱及び要領の記載事項の見直しを網羅的に実施すべきである。

なお、新潟県では令和4年3月22日付で要領を改正し、実績報告書の提出期限を要綱と同様の期限とする見直しを実施している。

【指摘5】

要綱における実績報告書の提出期限と要領における実績報告書の提出期限が相違している事案が発見された。新潟県において要綱、要領の制定基準はないものの、一般的には、要綱は基本的事項を定め、要領は細則を定めているものと解される。そのため、要綱と要領において、記載事項が重複かつ相違するケースは通常想定されないと考えられる。

よって、要綱及び要領の記載事項の見直しを網羅的に実施すべきである。

なお、新潟県では令和4年3月22日付で要領を改正し、実績報告書の提出期限を要綱と同様の期限とする見直しを実施している。

V. 公益社団法人新潟県農林公社

1. 出資法人の概要

(1) 出資法人及び所管部署の概要

① 出資法人の概要

法人名	公益社団法人 新潟県農林公社				
所在地	新潟市中央区新光町 15 番地 2				
設立年月日	昭和 47 年 11 月 1 日	代表者	代表理事 池田紀夫		
基本財産	26,400 千円	県出資額	10,000 千円 (37.9%)		
主な 出捐者	順位	出捐団体名		出捐額	出捐比率
	1	新潟県		10,000 千円	37.9 %
	2	市町村		16,000 千円	60.6 %
	3	その他		400 千円	1.5 %
	4	—		—	—
その他	—		—	—	
設立目的	<p>公社は、新潟県内の農業及び林業（以下「農林業」という。）の経営改善、経営体及び担い手の確保育成、山村地域の森林資源の造成、森林の整備、農山村地域の活性化等を推進し、もって環境保全を図るとともに農林業の総合的振興に寄与することを目的とする。</p>				

② 所管部署の概要

所管部局・課名	農林水産部農業総務課
事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林水産行政の企画及び総合調整に関する事項 (2) 農林水産部所管の人事、予算及び経理に関する事項 (3) 農林水産業災害に関する事項 (4) 農林水産業に係る試験研究の企画調整に関する事項 (5) 農業協同組合に関する事項 (6) 水産業協同組合（佐渡地域を除く。）の検査に関する事項 (7) 農業委員会等に関する事項 (8) 農住組合に関する事項 (9) 農業共済に関する事項 (10) 農業総合研究所に関する事項
出資法人の設立（出捐） 経緯	<p>平成 9 年に県の「行政システム改革大綱」に基づき、農林業の総合的振興を図るとともに管理部門の一元化による運営の効率化を目的として、（社）林業公社及び（財）農業公社他 3 団体を統合し（社）新潟県農林公社とした。</p>

	また、平成 25 年 4 月 1 日には、県の認定を受けて「公益社団法人新潟県農林公社」へ移行した。
出資法人との役割分担	<p>【県の役割】</p> <p>全県的な視野に立った、農林業の総合的振興企画、調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「農地中間管理機構」としての公社の体制整備、農地貸借事業のサポート ○ 農業者等の 6 次産業化を推進し、取組の実践及び拡大を支援 ○ 「農業経営相談所」としての公社の体制整備、相談事業、経営戦略会議の実施等のサポート ○ 就農段階別支援策の企画立案及び推進 ○ 林業経営体の雇用管理改善及び事業合理化に関する指導 <p>【法人の役割】</p> <p>県の事務・事業と密接に関連した公益性の高い事業を実施する出資法人として、総合的に県内の農林業の振興に貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地利用の集積・集約化の促進 ○ 農林業経営体への経営構造の改善支援 ○ 農林業の担い手確保や育成に向けた相談活動・情報発信等 ○ 林業経営体の雇用管理改善及び事業合理化に関する支援 ○ 林業技術者の育成

(2) 県の財政的、人的支援の概要

① 法人の負債のうち県の支援状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
貸付金残高	19, 510, 301	20, 013, 432	20, 572, 665
債務保証残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務残高	8, 781, 056	8, 323, 288	7, 809, 919

② 県の財政支出状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金	533,175	551,660	532,269
負担金	—	—	—
貸付金	490,909	510,517	566,526
委託料	35,603	19,833	16,686
指定管理料	—	—	—
その他県支出	—	—	—

③ 役員・職員及び県の人的関与の概要

【役員】

各年度7月1日現在(単位：人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
理事	常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
	非常勤	10	2	3	11	2	3	11	2	3
評議員	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監事	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	1	—	—	2	—	—	2	—	—
計		13	2	5	15	2	5	15	2	5

【職員】

各年度7月1日現在(単位：人)

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
職員兼 務役員	常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員	常勤	8	—	—	8	—	—	9	—	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員 以外	常勤	27	—	7	25	—	8	26	—	9
	非常勤	3	—	1	3	—	1	1	—	—
計		40	—	10	38	—	11	38	—	11

(3) 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸借対照表	流動資産	559,287	549,255	572,135
	固定資産	34,569,517	34,603,724	34,603,243
	資産合計	35,128,805	35,152,979	35,175,378
	流動負債	589,772	625,124	651,933
	（うち短期借入金）	465,037	520,639	526,204
	固定負債	32,004,030	31,999,874	32,021,559
	（うち長期借入金）	27,826,319	27,816,080	27,856,379
	指定正味財産	4,909	4,008	2,901
	一般正味財産	2,530,092	2,523,972	2,498,982
	正味財産合計	2,535,001	2,527,980	2,501,884
正味財産増減計算書	経常収益	3,167,024	3,626,492	4,124,697
	経常費用	3,192,594	3,655,031	4,168,684
	評価損益等	30,055	20,129	17,891
	当期経常増減額	4,486	▲8,409	▲26,096
	経常外収益	0	2,815	0
	経常外費用	178	1,427	0
	当期経常外増減額	▲178	1,388	0
	当期一般正味財産増減額	▲602	▲6,119	▲24,989

2. 個別検出事項

(1) 出資法人に対する結果及び意見

① 登記事務について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において、理事の氏名は登記事項となっており、登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされている（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条）。

しかし、新潟県農林公社においては、理事の変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。

登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や郵送により出席者の署名を入手するため等により時間がかかるとのことであるが、議事録の作成や署名の入手に係る業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。

【指摘 6】

登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。

登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や郵送により出席者の署名を入手するため等により時間がかかるとのことであるが、議事録の作成や署名の入手に係る業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。

② 役員の欠格事由の確認について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律では、役員に欠格事由に該当するものがある場合、公益認定が取り消されることになっている（第6条、第29条）。

役員が欠格事由に該当することになった場合、行政庁は公益認定を取り消さなければならないとされており、役員が欠格事由に該当するかどうかについては、常に留意が必要である。新潟県農林公社では、役員の就任時に欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手はしていない。公益認定の取り消しは、法人にとって大きな影響を与えることから、何が欠格事由に該当するのか、該当する事象があるのかの確認は非常に重要である。

法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認したうえで確認書を入手することが望ましい。

【意見 13】

新潟県農林公社では、役員の就任時に欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手はしていない。

法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認したうえで確認書を入手することが望ましい。

③ 賞与引当金の計上について

新潟県農林公社の職員の賞与は、「公益社団法人新潟県農林公社組織及び運営等に関する規程」にて、「新潟県の一般職の職員の給与に関する条例」を準用するものとされている。

第5章 給与

(給与)

第33条 職員の給与は、新潟県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）を準用するものとする。ただし、準用する給料表によることができない職員の給料及び期末勤勉手当の額は、代表理事が別に定める。

（出典：「公益社団法人新潟県農林公社組織及び運営等に関する規程」）

(勤勉手当)

第26条

勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

（出典：新潟県「一般職の職員の給与に関する条例」）

さらに、新潟県農林公社が準拠している「林業公社会計基準」（※）では、引当金の計上基準を以下のように定めている。

(引当金)

第21条

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に記載するものとする。ただし、引当金のうち試算に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。

（出典：「林業公社会計基準」）

※ 公益社団法人は「公益法人会計基準」に準拠することになっているが、林業公社が有する特殊な経営形態を踏まえ「公益法人会計基準」に準拠しつつも林業公社の特性に合わせた修正を加えて「林業公社会計基準」が策定されている。そのため、林業公社においては「林業公社会計基準」に準拠することを基本とし、そこに定められていない事項については、公益法人会計及び企業会計等の一般公正と認められている会計の基準に従うこととされている。

以上より、新潟県農林公社の賞与（期末・勤勉手当）は6月1日を基準日として、12月2日から6月1日の勤務状況に応じて支給されることになるため、3月31日における決算において賞与引当金を計上する必要があるが、新潟県農林公社の財務諸表において賞与引当金は計上されていない。

そのため、林業公社会計基準に基づき賞与引当金を計上すべきである。

【指摘7】

新潟県農林公社の賞与（期末・勤勉手当）は6月1日を基準日として、12月2日から6月1日の勤務状況に応じて支給されることになるため、3月31日における決算において賞与引当金を計上する必要があるが、新潟県農林公社の財務諸表において賞与引当金は計上されていない。

そのため、林業公社会計基準に基づき賞与引当金を計上すべきである。

④ 関連当事者取引の注記について

新潟県農林公社の財務諸表において関連当事者注記が行われていない。林業公社会計基準においては、関連当事者との取引の内容は注記しなければならないと定めており、関連当事者について以下のように定めている。

（注解27）関連当事者との取引の内容について

1 関連当事者とは、次に掲げるものをいう。

（1）当該公益法人を支配する法人

（2）当該公益法人によって支配される法人

（3）当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人

（4）当該公益法人の役員または評議員及びそれらの近親者

（出典：「林業公社会計基準注解」）

ここで、“当該公益法人を支配する法人”については、「公益法人会計基準」の運用指針において以下のように定められている。

6. 関連当事者との取引の内容について

（1）関連当事者の範囲

① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。なお、当該法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該法人が当該公益法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該法人が当該公益法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

- a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該公益法人の議決権の過半数を占めていること
- b. 当該法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会の構成員の過半数を占めていること
- c. 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- d. 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
- e. その他、当該公益法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に当該公益法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

（中 略）

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、上記ア～ウに該当しない場合であっても、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解の注17に定める注記をすることが望ましいものとする。

（出典：「公益法人会計基準」の運用指針）

新潟県の出資比率は、37.9%であり、①イの議決権の100分の40以上、100分の50以下には満たないものの、近い水準ではある。①イの各項目については、dにおいて、新潟県は資金調達額の総額の過半について融資を実施している状況であり満たしている。また、①ウについて、新潟県以外の出資者は60.6%が市町村であり、地方公共団体として県と同一の議決権を行使することが考えられる。さらに、なお書きにおいて、“国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解の注17に定める注記をすることが望ましいものとする。”とあり、新潟県が資金調達額の総額の過半について融資を実施し、事業の方針に新潟県が大きく関与している状況を鑑みれば、関連当事者に該当すると判断することが妥当であると考ええる。

そのため、財務諸表において、新潟県との関連当事者取引を適切に注記すべきである。

【指摘8】

新潟県農林公社の財務諸表において関連当事者注記が行われていない。新潟県が資金調達額の総額の過半について融資を実施し、事業の方針に新潟県が大きく関与している状況を鑑みれば、関連当事者に該当すると判断することが妥当であると考ええる。

そのため、財務諸表において新潟県との関連当事者取引を適切に注記すべきである。

(2) 出資法人と所管部署に共通する結果及び意見

① 分収林事業における将来見込の長期シミュレーションの開示について

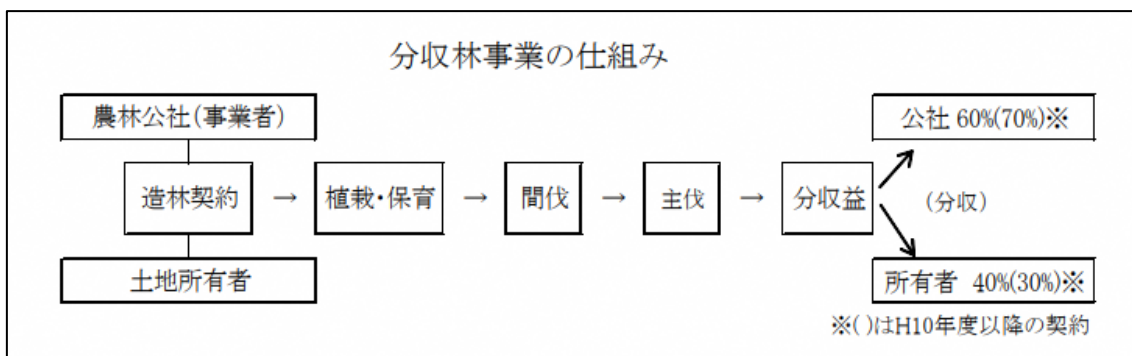
新潟県は、平成 31 年 3 月に「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」を策定している。経営健全化方針は、「Ⅱ 1. (2)」に記載している国が発出した「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課長通知）」に基づき、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と判断されたため、新潟県として策定したものである。

相当程度の財政的なリスクがどのようなものかを整理するため、以下、分収林事業とその経緯、財務状況および債務超過リスクについて記載する。

■ 分収林事業とその経緯

分収林事業とは、国の拡大造林政策のもと行われてきたものであり、新潟県農林公社（旧林業公社）が、昭和 47 年の設立以降、民間の森林所有者では整備が進みにくい里山奥地を中心に分収方式によって人工林整備を行い、これまでに約 1 万 ha の造林を行い、管理している。

分収林事業の仕組みとして、新潟県農林公社は土地の所有者と分収造林契約を締結し、新潟県農林公社が土地所有者から無償で土地を借り受け、所有者の資金負担なしで植栽・保育を行い、伐採時の収益を所有者と一定の割合で分け合うというものである。



(出典：「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」)

しかし、主伐できる林齢になるまでは、主伐による収入が得られないため、新潟県農林公社は事業資金の大半を（株）日本政策金融公庫（以下「公庫」という）と県からの借入金によって運営している。

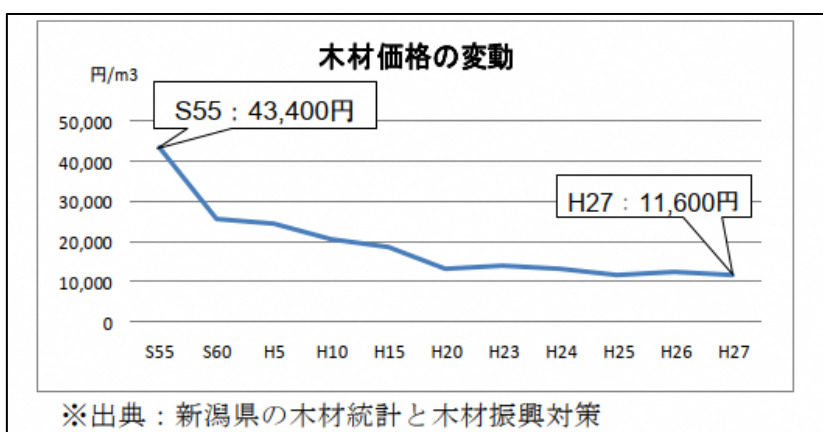
植栽・保育経費 → 公庫借入金（25年据置、15年償還）

管理費・公庫償還金 → 県借入金（80年据置、5年償還・猶予）

このように、事業の前提として、収益の原資となる木材をゼロから育成し、販売できる林齢になったら主伐して販売するという仕組みのため、収益が計上されるまでに長期間かかってしまう。一方、その植栽から育成、主伐に係る期間にも人件費等の事業経費は発生するが、収益が計上できるまで資金がないため、経費の支払は借入金で対応する必要があり、借入金は累積的に増加する。そのため、遠い将来の収益を見越して、長い期間をかけて借入金が積みあがっていくという事業である。

それでも、分収林事業を開始した当初は、林齢 45 年で主伐を実施した上で得られる収益を財源として、公庫・県に対する償還を行う前提であり、長期的には採算性を確保し、持続的な運営を可能とする想定であった。

しかし、木材価格が昭和 55 年をピークに大幅に下落する一方で、労務単価も大幅に上昇する等、当初想定していた長期的採算性の確保が困難な情勢となり、将来の収入についてはなお不透明な状況となっている。



(出典：「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」)

このような情勢変化に伴い、国は平成 13 年に政策を転換し、森林資源の役割を木材生産中心から多面的機能の持続的発揮へと舵を切り、新潟県農林公社でも、当初の 45 年伐期から長伐期を想定した 80 年伐期の契約延長に方針転換した。

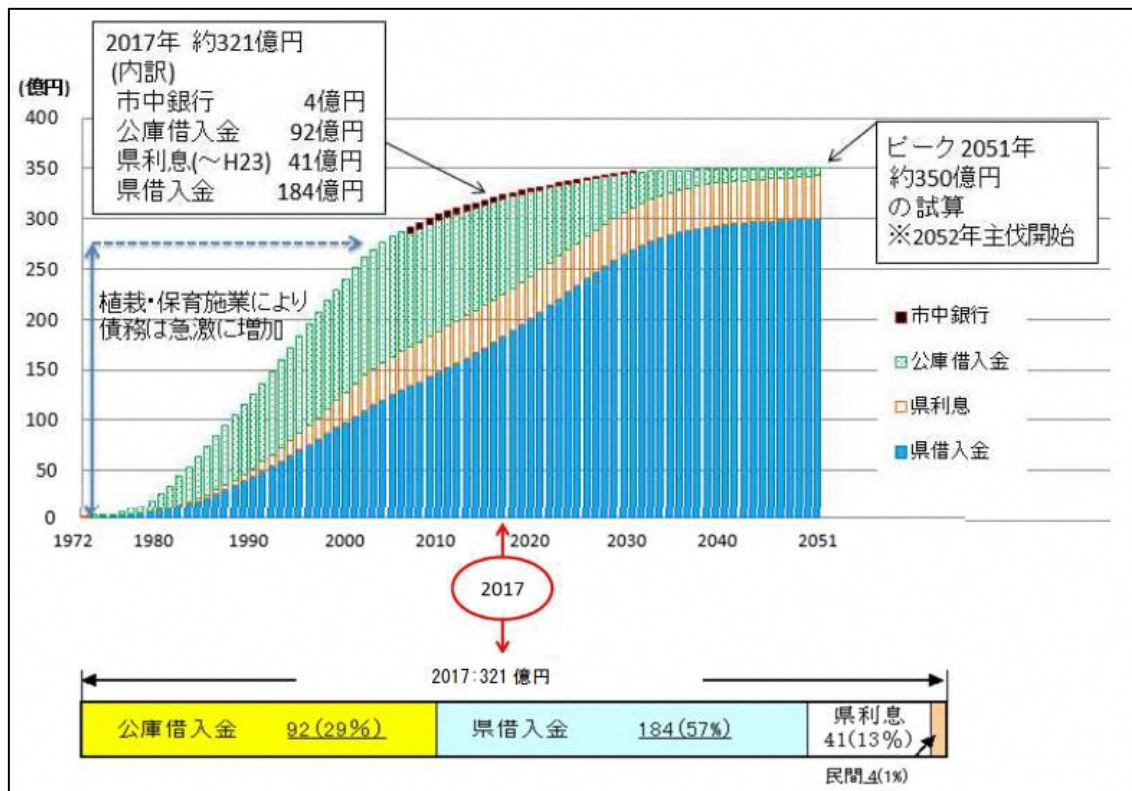
■ 公益社団法人新潟県農林公社の財務状況

「V1. (3)」のとおり、新潟県農林公社の貸借対照表は、令和 3 年度において資産合計が 35,175 百万円、負債の合計が 32,673 百万円と 2,501 百万円が資産超過となっている。しかし、この財務状況については大きく 2 点の課題があると考えられる。

➤ 主伐が開始されるまで債務残高が増加する

前述のとおり、分収林事業の仕組みとして、主伐による収益を財源として債務を返済するという事業のため、主伐までにかかる公庫等への利息支払い、人件費等管理費、森林整備における新規借入れにより、債務が増加し続けることとなる。「新潟県農林

公社分収林事業経営健全化方針」では、仮に林齢 80 年で主伐することとし、2052 年度に伐採を開始した場合の粗試算では、債務残高のピークは前年の 2051 年度に約 350 億円になると試算されている。



(出典：「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」)

➤ 資産の含み損が顕在化する可能性がある

令和 3 年度の資産合計が 35, 175 百万円となっているが、そのうち大部分を占めるのが、森林整備事業資産 32, 327 百万円である。

「林業公社会計基準」において、森林資産は固有の会計処理が定められており、以下の特徴的な規定がある。

第 5 章 森林資産に係る固有の会計処理

(森林資産の計上基準)

第 26 条 森林資産は、固定資産に属するものとする。その貸借対照表価額は、毎期の森林整備に要した費用からその森林整備に係る収入を差し引いた価額の累積をもって取得価額とし、その取得価額を基礎に計上しなければならない。

2 森林資産は、その森林資産の主伐が決定したとき、販売用森林資産として流動資産に属するものとする。販売用森林資産は、期末における時価が取得原価よりも下落している場合には、時価をもって貸借対照表としなければならない。この場合において、取得原価と時価との差額は登記の経常外費用として処理する。

(森林資産(固定資産)の減損処理)

第27条 森林資産の減損とは、森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象又は森林資産の将来の経済的便益が著しく下落した事象をいう。

こうした事象が生じた場合、それぞれ次に掲げる減損処理を行わなければならない。

- (1) 森林資産の有する多面的な公益的機能としての「サービス提供能力」が著しく低下し将来にわたりその回復が見込めないときは、その取得原価をサービス提供能力低下の状況に応じて合理的に算定された価額まで減額する。
 - (2) 森林資産は、主伐が決定したとき販売用資産となることから、その主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産にあつては、その将来の経済的便益が著しく下落したときは、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その取得価額を正味売却価額まで減額する。
- 2 減損処理に伴う減損額は、当期の減損損失として、一般正味財産増減の部の経常外費用に計上する。ただし、当該減損額に重要性が乏しいと認められる場合にはこの限りでない。
- 3 減損処理を行った森林資産の貸借対照表における表示は、原則として、取得原価から減損損失累計額を控除する形式で表示する。

(森林資産情報の注記)

第28条 森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、その投資額の回収能力はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。したがって、森林資産に関して将来の回収能力見込額などの情報を事業運営の重要な情報として注記しなければならない。

なお、注記事項には、森林資産の有する公益的機能である「サービス提供能力」の評価を数値化した「公益的機能評価額」を利害関係者への有用な情報として記載するものとする。

- (1) 森林資産の貸借対照表計上額と回収能力見込額
- (2) 森林資産とその公益的機能評価額
- (3) 経営改善策等の情報

(注25) 森林資産情報の注記について

- 1 回収能力見込額の算定は、標準伐期齢未満の資産にあつては、森林法で伐採が規制されていること、また、未だ生育途中の森林であり木材価格を基礎とした回収能力の測定は極めて困難であることからこれを除外し、標準伐期齢以上の資産について回収能力の測定を行うものとする。その算定は、現在の丸太

市場価格を基に、将来の立木販売収入の見込額に補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割り引いた額とする。なお、現在価値を算定する際に用いられる割引率は、当該公社の現実の資金調達を反映した資金調達コストを基礎に算定する。
(以下略)

(出典：「林業公社会計基準」、「林業公社会計基準注解」 抜粋)

このため、森林整備事業資産 32,327 百万円は、毎期の森林整備に要した費用からその森林整備に係る収入を差し引いた価額の累積をもって取得価額とされており、年々発生している植栽・保育費・その他事業費等が年々累積して算定された金額であるため、主伐まで継続的に増加することが想定される。一方、森林資産の正味売却価額は主として木材の価格により算定されるため、市況により変動する。

木材価格が昭和 55 年をピークに下落している状況において、資産計上額よりも正味売却価額が大幅に下落していることが想定されるが、会計基準上は、減損とは森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象又は森林資産の将来の経済的便益が著しく下落した事象とされており、経済的便益が著しく下落した事象に係る減損処理については、その主伐時期に応じた一定の林齢に達しない限り減損処理が行われず、その将来の経済的便益が著しく下落したとしても、損失処理が行われない。

ここで、森林資産の経済的便益の下落について損失処理がなされないことに対する補足的な情報として森林資産情報の注記がある。森林資産の現時点における回収能力は、将来の木材販売価格の動向などの外的要因により大きく変化することから、森林資産の回収能力については、「回収能力見込額」として注記されるとしている。

令和 3 年度の注記額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

森林資産	貸借対照表価額	回収能力見込額	含み損
標準伐期齢未満	26,989	—	—
標準伐期齢以上	5,338	1,632	▲3,706 (▲69.4%)
計	32,327	—	—

(出典：令和 3 年度 公益社団法人新潟県農林公社決算資料より監査人作成)

標準伐期齢は 45 年とされているため、令和 3 年度時点では大部分が標準伐期齢未満となり回収能力見込額が算定されていないが、標準伐期齢以上で開示されている金額を見ても、回収能力見込額は貸借対照表価額から 69%以上低いことがわかる。今後、標準伐期齢以上に達した資産が回収能力見込額の注記対象となることで、資産

の含み損が大幅に顕在化することが想定されている。また、森林資産は、今後の経費の発生に伴い膨らみ続けることが想定される一方、今後の木材市況がどうなるかはわからないが、回収能力見込額が木材販売価格の上昇等により増加しなければ、含み損が増大する可能性もある。

■ 債務超過のリスクと長期シミュレーション

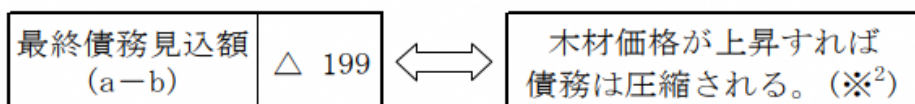
以上から、債務残高は増加することが想定され、資産はいまだ顕在化されていない含み損が今後顕在化することが考えられているため、現行の木材価格のまま推移すると将来的には債務超過になることが想定される。

「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」では、平成 27 年木材価格（11,600 円/m³）で最終債務見込額を試算しており、その最終債務見込額は 199 億円としている。なお、木材価格が平成 17 年の水準である 17,200 円/m³まで回復すれば、債務は解消するとしている。

仮に現行試算の木材価格(※¹)で推移した場合の最終債務見込額

(単位：億円)

収入		支出	
造林補助金等	229	直接事業費・一般管理費	434
公庫等借入金	149	公庫等借入償還(利息含む)	274
県借入金	326	県借入返済(利息含む)	368
伐採収入	273	分収交付金(所有者への分配)	105
その他収入	9	その他支出	4
総収入額 (a)	986	総支出額 (b)	1,185



※¹ 第 10 次 5 ヶ年計画策定時設定の木材価格：H27 木材価格(11,600 円/m³)

※² 仮に木材価格が約 1.5 倍(H17 年水準・17,200 円/m³)まで回復すれば債務は解消する。

(出典：「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」)

「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」では、最終的に債務超過となった場合、新潟県の責任で債務超過を解消するとしており、最終債務見込額は新潟県が負担する見込額となる。当該見込については、様々な仮定に基づきシミュレーションされており、その仮定には木材価格のほか、様々な事業経費、運送費や作業路開設の工事費用なども含まれている。そのため、それらの仮定が変動することで算定される結果は大きく異なる。

ることとなるが、現状のシミュレーションでは、変動要因について特定の仮定に基づき算定されており、最終債務見込額は199億円という金額だけが独り歩きし、誤解を招きかねない。

県が負担することとなる債務超過見込額は重要な情報であることから、正しく理解するために、今後のシミュレーションにおいては、変動要因となる仮定についてもより補足説明を加える、または、シミュレーション結果についても仮定の変動を想定して、ある程度幅を持たせた開示をするなどの対応が望ましい。

【意見 14】

新潟県は、新潟県農林公社分収林事業について最終的に債務超過となった場合、新潟県の責任で債務超過を解消するとしており、最終債務見込額は新潟県が負担する見込額となる。当該見込については、様々な仮定に基づきシミュレーションされており、その仮定には木材価格のほか、様々な事業経費、運送費や作業路開設の工事費用なども含まれている。そのため、それらの仮定が変動することで算定される結果は大きく異なることとなるが、現状のシミュレーションでは、変動要因について特定の仮定に基づき算定されている。

県が負担することとなる債務超過見込額は重要な情報であることから、正しく理解するために、今後のシミュレーションにおいては、変動要因となる仮定についてもより補足説明を加える、または、シミュレーション結果についても仮定の変動を想定して、ある程度幅を持たせた開示をするなどの対応が望ましい。

② 分収造林契約の契約変更について

新潟県農林公社と土地所有者との間で、「分収造林契約書」が45年間という期間で締結されているが、当初想定していた長期的採算性の確保が困難な情勢であり、将来の収入については不透明な状況にある。このような中、国の方針転換もふまえ、長伐期化へ向けて契約期間の延長に取り組んでいる。

なお、「分収造林契約書」では、農林公社と土地所有者の分収割合は6:4（平成10年度以降は7:3）となっている。つまり、造林・保育を実施した後、主伐による収益を6:4で分けあうという契約である。そのため、主伐が行われても、新潟県農林公社には6割の収入しか入ってこない。しかし、前述のとおり分収造林事業の採算性が不透明となっていることもあるため、全国的にも土地所有者の理解を得ながら分収割合の見直しが行われている状況である。新潟県では、過去に分収割合の見直しの必要性が議論としてあがってはいるものの、長期にわたり実施されていない。

新潟県農林公社は、分収造林事業で潜在的な債務超過のリスクを抱えており、最終的に県がその負担を負うことが想定されていることからすれば、潜在的な債務超過の圧縮は喫緊の課題といえる。そのために、事業の基本となる「分収造林契約書」の見直し

が重要と考えられるが、新潟県では契約延長の契約変更しか行われていないため、全国的にも行われている分収割合の見直しについても積極的に取り組むべきである。

なお、現状は契約期間の延長に取り組んでいる最中である。分収割合の変更については、すでに契約期間延長に向けた契約更改が済んでいる契約者と、これから契約更改をする予定の契約者とで、それぞれどのように対応するのか検討が必要と考えられる。主伐開始となる 2052 年度まで時間的猶予はあると考えられるが、だからこそどのような方針で進めていくのか、優先順位を付けたうえで計画的に、効果的かつ効率的に業務を遂行していくことが望ましい。

【意見 15】

新潟県農林公社は、分収造林事業で潜在的な債務超過のリスクを抱えており、最終的に県がその負担を負うことが想定されていることからすれば、潜在的な債務超過の圧縮は喫緊の課題といえる。そのために、事業の基本となる「分収造林契約書」の見直しが重要と考えられるが、新潟県では契約延長の契約変更しか行われていないため、全国的にも行われている分収割合の見直しについても積極的に取り組むべきである。

なお、現状は契約期間の延長に取り組んでいる最中である。分収割合の変更については、すでに契約期間延長に向けた契約更改が済んでいる契約者と、これから契約更改をする予定の契約者とで、それぞれどのように対応するのか検討が必要と考えられる。主伐開始となる 2052 年度まで時間的猶予はあると考えられるが、だからこそどのような方針で進めていくのか、優先順位を付けたうえで計画的に、効果的かつ効率的に業務を遂行していくことが望ましい。

③ 計画と実績の乖離について

分収造林事業については、潜在的な債務超過圧縮のために、収支の改善に取り組んでいるところである。「公社造林第 10 次 5 カ年計画書」においても、収支の改善のために利用間伐による収益の拡大が計画されていた。

間伐とは、森林の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業である。これまでの間伐は、不良木を伐採し、伐採木を森林内に捨て置く「伐り捨て間伐」が主流だった。これは、間伐した木を搬出するのに手間がかかり、コストが高くなってしまっていたためである。しかし、高性能林業機械の導入、林内路網の整備などにより、低コストで伐採木を搬出できるようになれば、今まで捨てられていた木材資源を有効に利用しながら間伐を行うことができ、収益性の向上を図ることができると考えられている。

利用間伐に係る事業の取組状況は以下のとおりである。

<事業量>

利用間伐 (企画提案型)	事業量	
	計画	実績
平成 29 年度	144.0 ha	112.4 ha
平成 30 年度	123.0 ha	117.6 ha
令和元年度	125.0 ha	103.7 ha
令和 2 年度	159.0 ha	115.6 ha
令和 3 年度	160.0 ha	96.3 ha

(出典：公益社団法人新潟県農林公社 「事業報告書」)

<収支>

(単位：千円)

利用間伐事業収支		達成率	計画	実績
平成 29 年 度	利用間伐事業費	—	—	59,455
	利用間伐補助金	—	—	59,428
	間伐材売払い収入	—	—	43,544
	販売収益	—	—	21,146
	公社分収金	—	—	8,926
	Ha 当たり	—	—	79
平成 30 年 度	利用間伐事業費	106%	59,861	63,541
	利用間伐補助金	109%	56,383	61,708
	間伐材売払い収入	104%	40,775	42,436
	販売収益	69%	26,445	18,176
	公社分収金	62%	10,009	6,162
	Ha 当たり	64%	81	52
令 和 元 年 度	利用間伐事業費	109%	61,220	66,885
	利用間伐補助金	110%	57,508	63,411
	間伐材売払い収入	110%	41,537	45,555
	販売収益	78%	26,875	20,994
	公社分収金	105%	10,041	10,590
	Ha 当たり	128%	80	102

利用間伐事業収支		達成率	計画	実績
令和2年度	利用間伐事業費	102%	78,606	80,258
	利用間伐補助金	98%	73,548	72,253
	間伐材売払い収入	92%	52,836	48,657
	販売収益	68%	34,185	23,263
	公社分収金	77%	12,524	9,643
	Ha 当たり	105%	79	83
令和3年度	利用間伐事業費	77%	79,498	61,111
	利用間伐補助金	79%	74,226	58,670
	間伐材売払い収入	67%	53,168	35,681
	販売収益	52%	34,400	17,844
	公社分収金	50%	12,469	6,268
	Ha 当たり	83%	78	65

(出典：公益社団法人新潟県農林公社 「事業報告書」)

※ 平成29年度は、第9次5カ年計画(H25-H29)において、上記の該当項目がないため、実績のみ記載

利用間伐について、事業量は平成29年度から令和3年度までで計画を達成できた年度はない。収支についても、販売収益について、平成30年度から令和3年度までで計画を達成できた年度がない。公社としては、計画に対する収益の不足に対応し、事業支出を抑制して債務の拡大を抑えているが、全体的に計画から実績が下回っている状況である。

この点、計画が達成できていない理由として以下の理由が考えられている。

■担い手不足（就業者・事業体の不足）

- ・受注事業体が不足しており、公社が利用間伐の入札を実施しても、不落や入札辞退となる事例が多く発生している

■公共事業等他事業に比べ低い優先順位（低諸経費率）

- ・森林組合においては、公共事業等の請負事業を優先する傾向があり、公社業務の優先順位は低くなっている
- ・請負事業としては比較的低い諸経費率（現行25%）が要因の一つと考えられる。仮に諸経費率を引き上げ、事業費を大きくする場合、公社の負担が増加してしまう

■奥地にある施業地（アクセス道の整備・管理不足）

- ・公社造林地へのアクセス道（市町村道、農道、林道等）において、幅員の狭小箇所やカーブのきつい箇所があるなど、木材を効率的に搬出するために必要となる大型車両の通行を妨げている箇所がある

- ・これらの道路は公社の管理ではないことから、関係者との協議には時間と手間を要するため、着手が遅れている

これに対し、新潟県は新潟県農林公社と対応策について協議を継続しており、以下対応を提案するとともにサポートを実施している。

■担い手不足（就業者・事業体の不足）に対して提案している対応策と実施しているサポート

【対応策】

- ・春先を中心とした事業体の端境期における発注をこれまで以上に拡大し、事業体が受注しやすい環境を整える
- ・森林組合以外の民間事業体の受注が少ないことから、周辺地域を含めて、民間の認定事業体等の入札参加を幅広く促す

【サポート】

- ・利用間伐の受注が進んでいない地域においては、県でも周辺地域の認定事業体に対して、公社事業の受注を働きかけている
- ・地域で事業体が連携して共同の受注体制を構築する調整を行っている

■公共事業等他事業に比べ低い優先順位（低諸経費率）に対して提案している対応策と実施しているサポート

【対応策】

- ・受注者がメリットを感じることができる発注方式に改善する。具体的には①受注者の努力による木材売上げ増加分を還元する精算方式、②効率的な労務配分が可能となる複数年契約方式を導入する。

【サポート】

- ・県では、公社による上記の発注方式の導入に向けて、発注に係る書類作成や、公社とともに事業体を巡回して施行地の確保等を支援している

■奥地にある施業地（アクセス道の整備・管理不足）に対して提案している対応策と実施しているサポート

【対応策】

- ・具体的な箇所付けを含む長期計画を作成し、必要なアクセス道の整備等について、市町村等の道路管理者との調整を計画的に進める

【サポート】

- ・県としても、公社単独では困難な課題と捉えており、必要な路網の補修等について、公社とともに市町村等との調整を行っている

分収造林事業については潜在的な債務超過圧縮という大きな課題があるため、収支改善のための計画が達成できるように経営努力が必要である。

計画と実績の乖離については、様々な要因が考えられるが、要因を適切に分析し計画達成のための対策をとる必要がある。対策については、潜在的な債務超過の責任を県が負うことから新潟県農林公社だけの問題とするのではなく、県としても積極的な助言や必要な支援を行うとともに、新潟県農林公社は県の助言や支援を有効に活用しながら一体として計画達成に向けた取り組みを継続することが望ましい。また、その取り組みについて「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」、「公社造林5カ年計画書」に適切に反映することが望ましい。

【意見 16】

新潟県農林公社は、潜在的な債務超過圧縮のために、収支の改善として利用間伐による収益の拡大が計画されているが、全体的に計画から実績が下回っている状況である。

計画と実績の乖離については、様々な要因が考えられるが、要因を適切に分析し計画達成のための対策をとる必要がある。対策については、潜在的な債務超過の責任を県が負うことから新潟県農林公社だけの問題とするのではなく、県としても積極的な助言や必要な支援を行うとともに、新潟県農林公社は県の助言や支援を有効に活用しながら一体として計画達成に向けた取り組みを継続することが望ましい。また、その取り組みについて「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」、「公社造林5カ年計画書」に適切に反映することが望ましい。

(3) 所管部署に対する結果及び意見

① 「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」における分収林事業の継続要否の検討について

「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」では、潜在的な債務超過に係る課題に対応するために様々な検討が行われているが、分収林事業の存廃の検討については、以下の記載があるのみである。

Ⅲ これまでの経営改善

1. 検討状況

(1) 分収林事業の必要性について

- ・ 森林の公益的機能の維持保全や木材資源の重要性などを考慮し、森林を守るという視点から事業は継続すべき。
- ・ 公的な担い手により一定の水準で整備されており、仮に土地所有者に戻した

場合には、森林の荒廃が懸念される。

- ・ 植栽・保育等、投資の多くの部分が完了。事業の中止は経済的損失が大きい。

(出典：「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」)

分収林事業の必要性について、事業は継続すべき旨と事業の中止は経済的損失が大きい旨が記載されているのみであるため、分収林事業の存廃について、適切に検討が行われているかが不明である。この点、継続すべき旨と経済的損失が大きい旨の根拠として平成 21 年に農林公社分収林事業改革検討委員会にて報告書が出されており、当該報告書にて、事業は継続していくべきという結論となっている。当該結果を踏まえて、平成 31 年の「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」策定において県内部では改めて分収林事業の存廃について検討したうえで、継続すべきという判断になったとのことではあるが、その詳細な検討過程は公表されておらず、上述の記載があるのみである。

分収林事業における潜在的な債務超過の負担が県であり、その対応に係る情報は重要であるところ、事業の廃止という選択肢も対応策の一つと考えられるため、事業継続と廃止におけるメリット・デメリットといった検討内容は重要な情報であると考え。公表されている検討内容から 10 年以上が経過しており状況の変化もあることから、事業の廃止と継続の比較検討についても、今後、その内容の開示を検討することが望ましい。

【意見 17】

「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」策定において県内部では改めて検討したうえで、継続すべきという判断になったとのことではあるが、その検討結果は公表されていない。

分収林事業における潜在的な債務超過の負担が県であり、その対応に係る情報は重要であるところ、事業の廃止という選択肢も対応策の一つと考えられるため、事業継続と廃止におけるメリット・デメリットといった検討内容は重要な情報であると考え。公表されている検討内容から 10 年以上が経過しており状況の変化もあることから、事業の廃止と継続の比較検討についても、今後、その内容の開示を検討することが望ましい。

VI. 一般財団法人新潟県建設技術センター

1. 出資法人の概要

(1) 出資法人及び所管部署の概要

① 出資法人の概要

法人名	一般財団法人 新潟県建設技術センター				
所在地	新潟市西区山田字堤付 2522 番地 18				
設立年月日	昭和 60 年 4 月 1 日	代表者	理事長 中田一男		
基本財産	3,000 千円	県出資額	3,000 千円 (100.0%)		
主な 出捐者	順位	出捐団体名		出捐額	出捐比率
	1	新潟県		3,000 千円	100.0 %
	2				
	3				
	4				
	その他				
設立目的	良質な社会資本を整えるため、土木施設及び建築物の品質を確保するとともに、建設技術者の資質向上を図り、もって地域の安全・安心の確保と地域社会の健全な発展に寄与すること。				

② 所管部署の概要

所管部局・課名	土木部 監理課
事務分掌	(1) 土木行政の企画及び総合調整に関する事項 (2) 土木部所管の人事、予算及び経理に関する事項 (3) 建設業の指導監督に関する事項 (4) 浄化槽工事業の登録に関する事項 (5) 解体工事業者の登録に関する事項 (6) 建設機械の打刻及び検認に関する事項 (7) 土木建設関係の工事請負及び測量、調査、設計委託の入札及び契約に関する事項
出資法人の設立(出捐)経緯	・昭和 42 年 4 月 1 日 新潟県新潟土木事務所土木試験室として発足 ・昭和 45 年 4 月 1 日 新潟県行政組織規則により、新潟県建設技術センターとして新規独立 ・昭和 60 年 4 月 1 日 財団法人新潟県建設技術センター設立
出資法人との役割分担	【県の役割】 災害から県民の命と暮らしを守るハード対策を効果的に

	<p>進めるとともに、住民目線に立ったソフト対策に取り組み、ハード・ソフト対策をもう一段加速し、一体的・総合的に推進し、自然災害によって尊い命や財産が失われることのない社会を実現する。また、インフラ施設等の適切な維持管理・補修・更新などの老朽化対策を継続して行うことにより、将来にわたって県民がインフラ施設等を安全に利用できるようにする。</p> <p>【法人の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木建築材料の品質確保 ・県及び市町村職員の、技術力及び資質向上の支援 ・県及び市町村の公共事業執行に対する技術的支援 <p>などにより、社会資本の安全性確保及び公共事業の円滑かつ効率的な執行に寄与する。</p>
--	---

(2) 県の財政的、人的支援の概要

① 法人の負債のうち県の支援状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付金残高	—	—	—
債務保証残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—

② 県の財政支出状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金	—	—	—
負担金	—	—	—
貸付金	—	—	—
委託料	1,534,387	1,577,011	1,319,207
指定管理料	—	—	—
その他県支出	—	—	—

③ 役員・職員及び県の人的関与の概要

【役員】

各年度7月1日現在（単位：人）

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
理事	常勤	3	—	2	3	—	2	3	—	2
	非常勤	7	—	2	7	—	2	7	—	2
評議員	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	7	1	1	7	1	1	7	1	1
監事	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
計		19	1	7	19	1	7	19	1	7

【職員】

各年度7月1日現在（単位：人）

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
職員兼 務役員	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員	常勤	87	—	4	90	—	3	97	—	5
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員 以外	常勤	20	—	—	23	—	—	27	—	—
	非常勤	1	—	—	1	—	—	1	—	—
計		108	—	4	114	—	3	125	—	5

(3) 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸 借 対 照 表	流動資産	2,525,068	2,686,359	2,751,782
	固定資産	2,410,447	2,431,296	2,443,404
	資産合計	4,935,515	5,117,655	5,195,186
	流動負債	593,332	429,861	299,063
	(うち短期借入金)	—	—	—

	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	固定負債	245,032	249,550	262,071
	（うち長期借入金）	—	—	—
	指定正味財産	20,780	20,321	19,861
	一般正味財産	4,076,371	4,417,924	4,614,191
	正味財産合計	4,097,151	4,438,245	4,634,052
正味財産増減計算書	経常収益	2,383,696	2,302,417	1,982,325
	経常費用	2,048,249	1,960,864	1,727,744
	評価損益等	—	—	—
	当期経常増減額	335,447	341,553	254,581
	経常外収益	—	—	—
	経常外費用	139	0	58,314
	当期経常外増減額	▲139	▲0	▲58,314
	当期一般正味財産増減額	335,308	341,553	196,267

2. 個別検出事項

(1) 出資法人に対する結果及び意見

① 帰省手当について

新潟県建設技術センターでは新潟県と同様の手当の他、資格手当、指導担当手当、帰省手当を職員給与規程で定めている。このうち、帰省手当は、若手職員の安定的な採用、生活給の拡充を目的として、職務の級が2級までの独身で、異動等により現住所が実家から60km以上離れている職員を対象に支給しているものである。また、帰省手当は定額支給とし、帰省の実績等の報告は求めないものとされている。

第5条 職員の諸手当については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 扶養手当
- (2) 住居手当
- (3) 通勤手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日給
- (7) 地域手当
- (8) 管理職手当
- (9) 期末手当

- (10) 勤勉手当
 - (11) 資格手当
 - (12) 指導担当手当
 - (13) 帰省手当
- 2 前項第1号から第7号までに掲げる各手当については、新潟県の一般職の職員の例によるものとする。
- 3 第1項第8号から第10号までに掲げる各手当については、新潟県の一般職の職員の例を参考にして別に定める。
- 4 第1項第11号から13号に掲げる手当については、理事長が別に定める。

(出典：一般財団法人新潟県建設技術センター職員給与規程 抜粋)

(支給対象者)

第2条 職務の級が2級までの独身の職員で、異動等により現住所が実家から60km以上離れている職員とする。

(出典：一般財団法人新潟県建設技術センター帰省手当に関する規程 抜粋)

帰省手当は、若手職員の安定的な採用、生活給の拡充を目的として、月2回実家に帰省する費用を支給しているものであるが、帰省の実績等の報告は求められていない。

若手職員の生活スタイルは人それぞれであるが、実質的に実家との距離に応じて支給している手当である。実績の報告を求めていないため、若手職員の帰省の状況は不明である。

帰省費用を補助する観点を重視するのであれば、実績報告を受けて実費支給とすること等が考えられるが、まずは、実態把握をして制度の見直しを検討することが望ましい。

【意見18】

帰省手当は、若手職員の安定的な採用、生活給の拡充を目的として、月2回実家に帰省する費用を支給しているものであるが、帰省の実績等の報告は求めておらず、実質的に実家との距離に応じて支給している手当である。

帰省費用を補助する観点を重視するのであれば、実績報告を受けて実費支給とすること等が考えられるが、まずは、実態把握をして制度の見直しを検討することが望ましい。

② 事業費・管理費の按分について

新潟県建設技術センターの令和 3 年度正味財産増減計算書内訳表において、実施事業等会計、その他会計、法人会計に区分されており、さらに実施事業等会計及びその他会計は事業ごとに区分されている。発生した収益及び費用は、該当する各会計区分または各事業区分に計上されている。

新潟県建設技術センターでは、各会計区分または各事業区分に共通して発生する経費、具体的には人件費、光熱費及び減価償却費等をそれぞれの会計区分又は事業区分へ按分している。按分する上での基準は、一般財団法人に移行した際に外部コンサルを入れて決定した基準であり、その後、8年間変更していない。

当該按分基準は設定してから相当期間経過しており、現状の実態と乖離している可能性がある。また、令和 5 年度には試験棟新築、事務棟改修工事を予定しており、当該按分基準を設定した状況とは大きな実態の変化がある。

したがって、まずは実態を把握した上で各共通経費の性質等に基づいて、定期的に按分基準の見直しを実施することが望まれる。

【意見 19】

各会計区分または各事業区分に共通して発生する経費を按分する上での基準は、一般財団法人に移行した際に外部コンサルを入れて決定した基準であり、その後、8年間変更していない。

当該按分基準は設定してから相当期間経過しており、また、令和 5 年度には試験棟新築、事務棟改修工事を予定しており、当該按分基準を設定した状況とは大きな実態の変化がある。

したがって、まずは実態を把握した上で各共通経費の性質等に基づいて、定期的に按分基準の見直しを実施することが望まれる。

③ 簿外の預金について

新潟県建設技術センター名義であるが、会計帳簿に記載されずに簿外となっている預金口座が発見された。当該預金口座は預託金の専用口座として保有しており、入金があれば適時に一般口座に振替を行っている。このように、資金の移動に使用しているのみであり、期末までには残高がゼロになるように運用しているため、当該預金口座の資金の動きは会計上記帳しない運用となっている。

しかし、法人名義の通帳である以上、資金流用等の不正を防止する観点からも、資金の動きは適切に管理すべきであり、その動きは会計上記録することが必要である。期末に残高が無くなるということは理由にはならず、一般口座に振り替えられるまでは簿外資産として存在することになり不適切であると考え。そのため、預託金の専用口座についても、法人の帳簿に記帳して管理すべきである。

【指摘 9】

預託金の専用口座として保有している法人名義の口座が会計帳簿に記載されずに簿外となっていることが発見された。

法人名義の通帳である以上、資金流用等の不正を防止する観点からも、資金の動きは適切に管理すべきであり、その動きは会計上記録して管理すべきである。

④ 収入印紙の管理について

新潟県建設技術センターにおいては、収入印紙の管理のために「収入印紙受払簿」に担当者が購入・使用する都度記録をしている。また、担当者が毎月現物の残数をカウントし、収入印紙受払簿と一致していることを確かめて適正な管理を行うこととしている。

しかし、受払簿については利用者の記載欄があるが、空欄となっている箇所が発見された。また、実査を行った場合に行う押印する運用であるが、押印が洩れているケースが発見された。

収入印紙は換金性が高いことから、現金等と同様の厳密な管理が求められる。管理の基本となるのは収入印紙受払簿であると考えられるが、その記録に不備がある場合には、適切な管理が行われているかどうか確認できないことになる。

そのため、収入印紙受払簿にかかる記録は正確かつ網羅的に実施すべきである。

【指摘 10】

「収入印紙受払簿」の記録に不備が発見された。収入印紙は換金性が高いことから、現金等と同様の厳密な管理が求められる。管理の基本となる収入印紙受払簿において、その記録に不備がある場合には、適切な管理が行われているかどうか確認できないことになる。

そのため、収入印紙受払簿にかかる記録は正確かつ網羅的に実施すべきである。

⑤ 与信管理規程の整備について

新潟県建設技術センターにおいては、与信管理についての規程等の基本的な方針は定められていない。ただし、取引先に対する債権については月次で管理を行い、必要に応じて支払いと引き換えに納入するなど個別の対応を実施している。

取引規模が少額である場合や新潟県等の官公庁との取引については、与信管理の必要は高くないと考えられる。しかし、民間業者等との取引には、回収リスクを明確にするためにも取引開始時点での信用調査・与信審査の実施が必要であると考えられる。

よって、与信管理についての、規程を明確に定め、ルールに基づく与信管理を実施することが望ましい。

【意見 20】

新潟県建設技術センターにおいては、与信管理についての規程等の基本的な方針は定められていない。取引先に対する債権については月次で管理を行い、必要に応じて支払いと引き換えに納入するなど個別の対応を実施しているが、回収リスクを明確にするためにも取引開始時点での信用調査・与信審査の実施は必要であると考えられる。

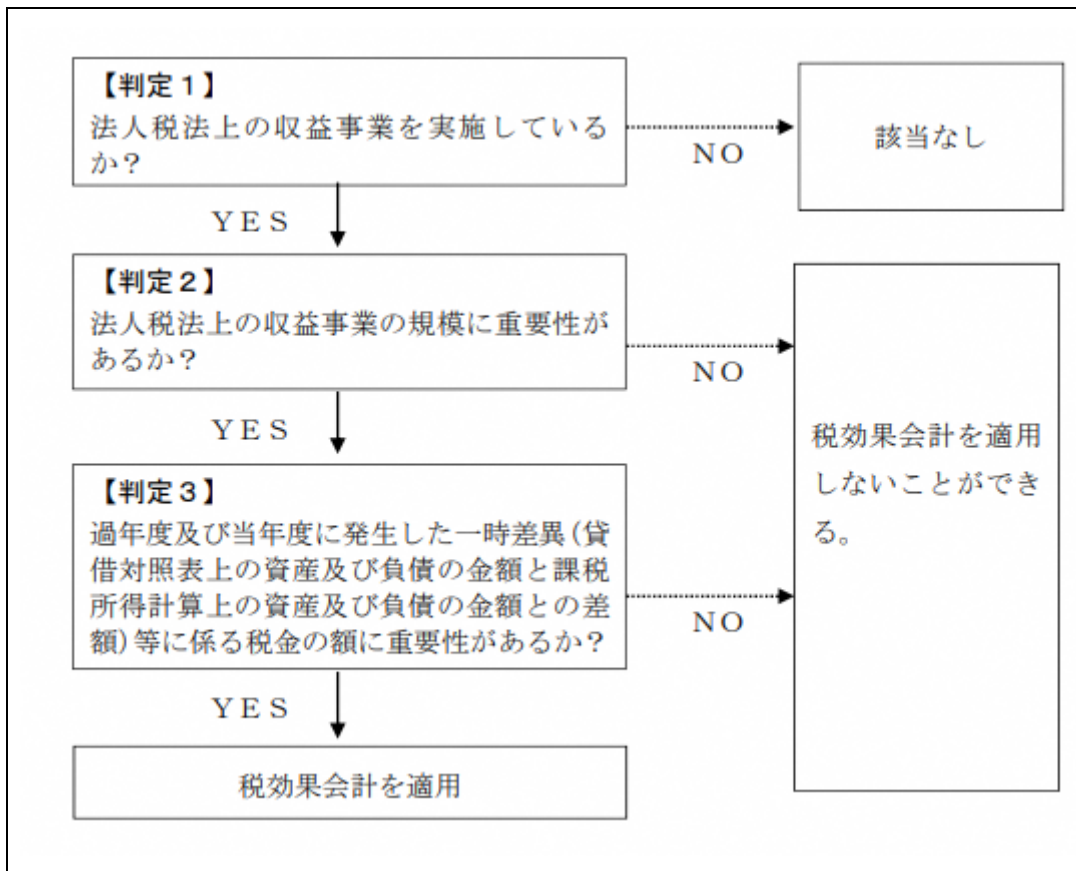
よって、与信管理についての、規程を明確に定め、ルールに基づく与信管理を実施することが望ましい。

⑥ 税効果会計の適用要否について

税効果会計とは「企業会計等」と「税務会計」の違いを調整し、税金費用を適切に期間配分する手続きをいう。

公益法人において法人税法上の収益事業(公益目的事業を除く。以下同様)を実施している場合には、税効果会計適用の要否を検討する必要がある。平成20年会計基準では、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部で法人運営の効率性を把握することが目的とされており、法人税法上の収益事業を実施する場合には、原則として税効果会計を適用することが前提となっている。しかし、平成20年会計基準注解(注1)(5)では、重要性の原則の適用例として「法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」とされている。

なお、税効果会計の適用要否の判断は、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されている以下のフローチャートに従い判定することになる。



(出典：公益法人会計基準に関する実務指針 抜粋)

しかし、新潟県建設技術センターは法人税法上の収益事業を実施しているが、税効果会計の適用要否を検討したことは無く、現状は税効果会計を適用していない。新潟県建設技術センターにおいても、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されている前述のフローチャートに従い税効果会計適用の要否を判断すべきである。

【指摘 11】

法人税法上の収益事業を実施している場合には、税効果会計適用の要否を検討する必要がある。

しかし、新潟県建設技術センターは法人税法上の収益事業を実施しているが、税効果会計の適用要否を検討したことは無く、現状は税効果会計を適用していない。新潟県建設技術センターにおいても、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されている前述のフローチャートに従い税効果会計適用の要否を判断すべきである。

⑦ 案件別の採算管理について

新潟県建設技術センターにおいては下記の表の事業等区分ごとで採算を管理しているが、案件別のコスト集計及び採算管理は実施していない。新潟県建設技術センターに

よれば、H14年～H29年まで案件別のコスト集計を実施していたが、業務における原価の傾向が把握できたため、管理コスト面の削減を目的として現在は案件別のコスト集計を実施していないとのことである。

(単位：千円)

科目	研修事業	研究事業	普及啓発事業	積算システム支援事業	特定寄付
経常収益	786	2,099	—	72,620	—
経常費用	12,790	14,240	2,031	86,011	—
経常増減額	▲12,004	▲12,141	▲2,031	▲13,391	—

科目	共通	試験事業	受託事業	管理費	法人会計
経常収益	259	151,957	1,773,497	4,665	741
経常費用	12,788	188,867	1,266,341	146,497	22,479
経常増減額	▲12,529	▲36,910	507,157	▲141,831	▲21,739

(出典：令和3年度 正味財産増減計算書 内訳表 抜粋)

上記の表のとおり、新潟県建設技術センターは新潟県からの受託事業が経常収益の多くを占めており、当該業務は基本的な仕様や作業内容が発注者の指図に基づいて行われるため、契約内容の個別性が強いという特徴がある。新潟県建設技術センターによれば、全体では利益計上をできている状況ではあるが、案件ごとにみれば赤字の業務もあると推察されるとのことである。そのため、健全な経営を維持していく観点から、業務ごとに人件費の工数等を集計し、適正な採算状況を把握する必要がある。

また、業務計画を策定することは、業務ごとの実績との乖離を把握することも有用なツールであると考えられるため、案件別のコスト集計の実施と合わせて検討することが望まれる。

【指摘12】

H14年～H29年まで案件別のコスト集計を実施していたが、業務における原価の傾向が把握できたため、管理コスト面の削減を目的として現在は案件別のコスト集計を実施していない。

しかし、健全な経営を維持していく観点から、業務ごとに人件費の工数等を集計し、適正な採算状況を把握する必要がある。

また、業務計画を策定することは、業務ごとの実績との乖離を把握することも有用なツールであると考えられるため、案件別のコスト集計の実施と合わせて検討することが望まれる。

(2) 所管部署に対する結果及び意見

① 予定価格の見直しについて

新潟県建設技術センターの収入の約 7 割は新潟県からの委託料により構成されており、収入全体に対する県依存度が高い。委託業務の主な内容は公共工事の発注者支援であり、新潟県建設技術センターが新潟県と同じ積算システムを保有していることから、新潟県とは随意契約を締結している。

新潟県建設技術センターにおいては、下表のとおり、過去 5 期において安定した利益を計上しており、多額の内部留保を有している状況が近年相当期間継続している。また、発注者支援業務は法人税法上の収益事業と位置付けられており、新潟県建設技術センターで計上された利益の大部分は課税されており、1 億円以上の納税を継続して行っている実態がある。

(単位：千円)

項目	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
経常収益	1,995,495	2,115,804	2,383,695	2,302,417	1,982,325
経常費用	1,777,090	1,872,684	2,048,248	1,960,863	1,727,744
経常増減額 (経常利益)	218,404	243,120	335,447	341,553	254,581
経常外増減額 (経常外損益)	▲58	▲0	▲139	▲0	▲58,314
一般正味財産増減額 (当期純利益)	218,346	243,120	335,308	341,553	196,267
正味財産 期末残高	3,519,642	3,762,302	4,097,151	4,438,245	4,634,052

(出典：損益収支計算書(正味財産増減計算ベース) 抜粋)

しかし、新潟県建設技術センターは新潟県の出資法人であり、「良質な社会資本を整えるため、土木施設及び建築物の品質を確保するとともに、建設技術者の資質向上を図り、もって地域の安全・安心の確保と地域社会の健全な発展に寄与する」という設立目的や収入の大部分は随意契約による県からの受託収入であることを鑑みれば、多額の利益を確保する必要性はないと考えられる。

新潟県建設技術センターへの委託業務の予定価格の設定に当たっては、市場における人件費及び資材等の取引価格、工数の実態等を的確に反映した積算を行うこととしており、積算に当たっては適正な工数を前提とした積算基準を適用している。

ただし、予定価格の根拠となる積算基準については平成 27 年以降 8 年見直しが行わ

れていない。また、新潟県建設技術センターにおいては、個々の業務に対する採算管理は実施しておらず、実際の業務の採算状況は不明である。

上記の状況から予定価格の設定が実態と乖離している可能性が高いと考えられる。

よって、新潟県建設技術センターの利益構造を調査するとともに、積算基準の要素である作業歩掛り等についても実態調査を行い、結果を踏まえ適正な予定価格への見直しをすべきである。

なお、建設技術センターが自立した運営を行うために必要な利益は考慮しなければならない点に留意が必要である。

【指摘 13】

新潟県建設技術センターにおいては、過去 5 期において安定した利益を計上しており、多額の内部留保を有している状況が近年相当期間継続している。

しかし、新潟県建設技術センターは新潟県の出資法人であり、当初の設立目的や収入の大部分は随意契約による県からの受託収入であることを鑑みれば、多額の利益を確保する必要性はないと考えられる。

よって、新潟県建設技術センターの利益構造を調査するとともに、積算基準の要素である作業歩掛り等についても実態調査を行い、結果を踏まえ適正な予定価格への見直しをすべきである。

VII. 公益財団法人新潟県都市緑花センター

1. 出資法人の概要

(1) 出資法人及び所管部署の概要

① 出資法人の概要

法人名	公益財団法人 新潟県都市緑花センター				
所在地	新潟市中央区長潟 570 番地				
設立年月日	平成 2 年 10 月 15 日	代表者	理事長 飯平喜文		
基本財産	522,501 千円	県出資額	402,500 千円 (77.0%)		
主な 出捐者	順位	出捐団体名		出捐額	出捐比率
	1	新潟県		402,500 千円	77.0 %
	2	県内 30 市町村		100,100 千円	19.2 %
	3	—		—	—
	4	—		—	—
その他	個人等		19,901 千円	3.8 %	
設立目的	都市緑化、公園緑地に関する県民の多様なニーズに対応した事業の実施を通して、県民生活にやすらぎとゆとりをもたらし、もって県民の福祉の向上に寄与すること。				

② 所管部署の概要

所管部局・課名	土木部都市局都市整備課
事務分掌	(1) 都市公園に関する事項 (2) 街路事業に関する事項 (3) 市街地開発事業に関する事項 (4) 都市緑化の推進に関する事項
出資法人の設立(出捐)経緯	・社会基盤の整備に伴って生じる都市部における緑の減少を背景に、平成 2 年に県及び市町村の出捐金と民間各位からの寄付金を基金とし、その運用益によって都市緑化の推進を図ることを目的として設立 ・平成 25 年 4 月から「公益財団法人」へ移行
出資法人との役割分担	【県の役割】 ・県の都市の緑に関する方向性や広域的な緑地の配置方法等の提示 ・県管理施設における緑化の推進、緑地の保全 ・県立都市公園の整備、利活用 ・都市の緑に関する県民への意識啓発 ・市町村との連携、情報交換

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民、緑化団体、企業、行政等、各主体の協力支援体制の充実 <p>【法人の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の緑に関する県民への意識啓発や広報の実施 ・ 技術指導等の緑化支援活動 ・ 都市緑化技術の研究、普及、啓発 ・ 都市公園の管理を通じて行う良質な緑と憩いの場の提供
--	---

(2) 県の財政的、人的支援の概要

① 法人の負債のうち県の支援状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付金残高	—	—	—
債務保証残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務残高	—	—	—

② 県の財政支出状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金	2,564	2,280	1,187
負担金	—	—	—
貸付金	—	—	—
委託料	1,983	809	2,161
指定管理料	799,470	802,565	803,543
その他県支出	51	36,548	357

③ 役員・職員及び県の人的関与の概要

【役員】

各年度7月1日現在（単位：人）

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
理事	常勤	3	—	3	3	—	3	3	—	3
	非常勤	4	—	—	4	—	—	4	—	—
評議員	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	6	1	—	6	1	—	6	1	—
監事	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
計		15	1	5	15	1	5	15	1	5

【職員】

各年度7月1日現在（単位：人）

		令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB	計	うち 県職員	うち 県OB
職員兼 務役員	常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員	常勤	20	—	1	20	—	1	18	—	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	1	—	1
正職員 以外	常勤	69	—	2	69	—	2	68	—	2
	非常勤	—	—	—	—	—	—	3	—	—
計		91	—	5	91	—	5	92	—	5

(3) 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸 借 対 照 表	流動資産	262,905	351,189	338,905
	固定資産	788,322	803,572	810,339
	資産合計	1,051,227	1,154,761	1,149,244
	流動負債	161,438	242,002	220,682
	(うち短期借入金)	0	0	0

	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	固定負債	130,934	143,218	150,572
	（うち長期借入金）	0	0	0
	指定正味財産	521,062	521,062	521,062
	一般正味財産	237,793	248,479	256,929
	正味財産合計	758,855	769,541	777,991
正味財産増減計算書	経常収益	1,026,432	1,027,126	1,009,186
	経常費用	1,015,015	1,015,792	1,000,704
	評価損益等	0	0	0
	当期経常増減額	11,417	11,334	8,482
	経常外収益	0	0	267
	経常外費用	1,467	648	299
	当期経常外増減額	▲1,467	▲648	▲32
	当期一般正味財産増減額	9,950	10,686	8,450

2. 個別検出事項

(1) 出資法人に対する結果及び意見

① 今後の事業展開について

緑花センターの経常収益（令和3年度）の内訳は下表のとおりである。

項目	金額（千円）	割合（％）
指定管理委託料収入	803,543	79.6
利用料金収入	168,782	16.7
自主事業収入（※）	23,715	2.4
上記以外の収入	13,145	1.3
合計	1,009,186	100.0

※自主事業収入の主なものは、公園内に常設されているベーカリーカフェ事業者への施設（敷地）の利用料収入、自販機設置収入等である。

指定管理料収入は、指定管理にかかる経費から、指定管理施設の利用料金収入を控除したネットの経費に基づき決定される。したがって、指定管理料収入と利用料金収入は指定管理事務事業の財源となる収入であり、緑花センターの経常収益のうち 96.3%を占めている。

緑花センターは、第一次中期経営計画において、以下の基本方針を定め、日々の業務

に取り組んでいる。令和4年度が第一次中期経営計画の最終年となっており、現在第二次中期経営計画の策定に取り組んでいる。

5. 基本方針

本計画期間内における財団経営の基本方針を以下のとおり定めます。

この基本方針は、計画実行時の取組事項を先導する指針であり、経営理念の実現に向けて具体的な方針性を示すものです。

1. 専門性を活かした都市の緑に関する普及啓発活動の推進

都市緑化に関する調査研究活動等で培ってきた専門的な知見を生かしながら、植物に関する知識の普及や都市の緑化の増進のための普及啓発活動を推進します。

2. 住民との連携による多様な機能を活かした事業の推進

地域住民や民間団体等と連携しながら、都市緑化の効果的かつ効率的な推進、公園の多面的な機能を一層発揮するよう努めます。

3. 都市公園の新たな魅力の創出による地域の活性化

都市公園がにぎわう新たな魅力を創出して情報発信力を高めるとともに、公園を含むまちづくりによる地域の魅力向上と活性化に貢献します。

4. 指定管理業務の着実な実施と健全な財政の維持

経営の基盤となる指定管理業務を着実に実施し、必要な指定管理の獲得を目指すとともに、収入および支出の不断の見直しにより健全な財政の維持に努めます。

5. 将来にわたり継続的に業務を行うための体制の確立

適時・適切な人材の確保等により、今後とも継続して安定的に業務を行い、知識・経験等が円滑に継承できるような職員体制を確立します。

(出典：公益財団法人新潟県都市緑花センター 第一次中期経営計画)

基本方針の4に記載の健全な財政の維持を達成するためには、経常収益の大部分を占める指定管理料収入を確実に得ることが不可欠であるが、原則5年(一部特約あり)ごとに指定管理者の改選期が訪れるため、そのたびに競争にさらされ、指定管理料収入を失うリスクをはらんでいる。

このことは、指定管理業者の公正な選定のために、県にとって必要なプロセスであるが、緑花センターにとっては、リスク領域となっている。一方で、自主事業収入は、緑花センターの自主的な活動により得られた成果であり、緑花センターが独自に県民福祉のために実施する事業に充てることのできる収入である。

令和4年度が計画期間の最終年である第一次中期経営計画において、「自立性のある財政基盤の確立」を目指すこととし着実に実行している。財政基盤の健全化には、安定収益に貢献する指定管理業務をしっかりとやり切り信頼を得て、次の指定管理期間においても確実に獲得できるよう努めることが最重要であるが、これに加えて、自主事業収入を増加させることも重要な課題の一つであると考えられる。自主事業収入は、公園の魅力をより一層高めるためのイベント等の事業費の財源に充てられることが想定されているが、令和3年度までは「行政手続法施行に伴う土木部関係許認可事務の取扱いに

ついて」（土木部監理課長通知）（以下「内規」という。）において、都市公園における制限行為の許可条件の一つに、「営利を目的としない催しであること」が含まれていた。この条項により、民間事業者が公園を利用するイベント等の内容に制限が設けられており、緑花センターが自主事業収入を増加する機会を逸している可能性もある外観を呈していたが、令和3年度において、内規を改訂し、当該項目を撤廃している。

内規の改訂により、営利を目的としたイベントや企画を行うことが可能となることから、利用者にとっても利便性が高まるとともに、自主事業収入の増大に寄与する可能性も高まることから、今後、公園の魅力を発信し、広大な公園敷地をより一層有効活用し、自主事業収入の増収を目指すとともに、当該財源を利用した県民福祉の向上に資する事業展開を期待する。

【意見 21】

「行政手続法施行に伴う土木部関係許認可事務の取扱いについて」（土木部監理課長通知）（以下「内規」という。）において、都市公園における制限行為の許可条件の一つに、「営利を目的としない催しであること」が含まれていたが、当内規の改訂により、営利を目的としたイベントや企画を行うことが可能となった。利用者にとっても利便性が高まるとともに、自主事業収入の増大に寄与する可能性も高まることから、今後、公園の魅力を発信し、広大な公園敷地をより一層有効活用し、自主事業収入の増収を目指すとともに、当該財源を利用した県民福祉の向上に資する事業展開を期待する。

② 自主事業に係る納付金について

県は、上述のとおり指定管理者による自主事業の自由度を拡大し、収益性の向上を図った上で、自主事業の利益の一部を県へ納付してもらい「プロフィットシェアリング」を導入している。

令和3年度より、指定管理にかかわる基本協定書が改定され、新規に実施する自主事業について、以下の算定式により自主事業から生ずる利益の50%を指定管理期間の年度ごとに県に支払うこととなっている（以下「納付金」という。）。

$$(\text{自主事業収入} - \text{自主事業支出}) \times 50\%$$

単年度の利益により納付金が確定するため、利益が計上された年度においては上記算式に基づき算定された結果を県に支払うこととなるが損失が生じた年度は県への支払いはないこととなる。

指定管理公募の際は、応募者は、指定管理期間（5年間等）における事業計画を添付することとされている。これは、指定管理期間における中期の経営方針を策定すること

で、中期的な視点で指定管理事業を行うことを期待されているためである。確かに、単年度の経営成績は業績評価のための重要な情報ではあるが、一方で、「① 今後の事業展開について」に記載した緑花センターの中期経営計画を達成するためには、単年度の視点よりも中期的な視点での事業活動が不可欠であり、例えば、公園利用者の増加や自主事業収入増大のために、ある年度においては損失計上することを覚悟のうえで思い切った事業活動を行うこと（将来への投資）も必要であると考え。単年度で納付金を算定する仕組みは、上記を阻害している外観を呈している。

この点、令和4年度において、指定管理者募集要項を改訂し、「自主事業に係る納付金」は、以下の様式による応募者の提案事項とし、50%納付を強制しないこととしている。納付金に係る改定された申請書類の様式は下表のとおりである。

項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
納 付 金	固定納付金(①)					
	変動 納 付 金	変動納付金の算出の基 準とする指標(②) (自主事業収入(A)又は 収支差額(C)等)				
		納付率(%) (③)				
		納付金額(④) (②×③) ※千円未満切り捨て				
		合計額(①+④)				

(出典：新潟県提供資料)

納付金の額は、応募者が提案することとなるが、上記様式のとおり、単年度で納付金額を算定する形式となっている。

中長期的な視点での事業運営の趣旨から、必ずしも単年度での算定結果だけによらず、指定管理期間合計で納付額を算定できることも考慮できるよう、本様式の記載方法については弾力的な運用を検討すべきと考える。

【意見 22】

自主事業に係る納付金の額は、中長期的な視点での事業運営の趣旨から、必ずしも単年度での算定結果だけによらず、指定管理期間合計で納付額を算定できることも考慮できるような弾力的な運用を検討すべきと考える。

③ 収入印紙について

100,000 円の収入印紙一枚が長期間使われず残っており、今後使用見込みもない状況であった。

印紙をもってする歳入金納付に関する法律第 3 条第 6 項、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第 8 条、第 9 条（国税局の関連サイトより）に基づき、一定の手数料を支払うことで収入印紙の交換が可能であることから、使用見込みのある単位へ交換すべきである。

【指摘 14】

長期間使われず残っていた収入印紙 100,000 円（一枚）について、使用見込みのある単位へ交換すべきである。

④ 警備業務に係る委託契約の締結について

緑花センターが指定管理者として指定管理業務を遂行するにあたり、施設の警備業務は警備会社へ委託している。

緑花センター会計規程において委託契約を締結するにあたり、原則として指名競争入札を行うものとされ、委託契約の性質や金額的重要性等の一定の要件を充たす場合には随意契約で行うことも可能とされているが、その場合はなるべく 2 人以上から見積りをとらなければならないとされている。

しかしながら、警備会社との委託契約の締結において、施設の開業当初から長期間にわたり、指名競争入札・2 人以上の見積り合わせが実施されていなかった。

警備業務は、業者が独自の専用機器を設置し、業務を行うことになる。そして、警備機器を設置した業者が、ある程度の期間にわたり業務を行うことが、機器設置のコストを考えると経済的に合理的であることが通常である。他方で、業者が当初の導入費用を抑える一方、導入後の警備業務で過度な利益を確保することも考えられる。また、ある程度の期間を超えて、長期で特命随意契約となっている場合は、競争性が働いていない懸念がある。

したがって、長期的な委託料削減の観点から、例えば一般競争入札の検討を行うことや、定期的に見積り合わせを行うことを検討することが望ましい。

【意見 23】

警備会社との委託契約の締結において、施設の開業当初から長期間にわたり、指名競争入札・2 人以上の見積り合わせが実施されていなかった。

長期的な委託料削減の観点から、例えば一般競争入札の検討を行うことや、定期的に見積り合わせを行うことを検討することが望ましい。

(2) 所管部署に対する結果及び意見

① 指定管理者へのモニタリングシートの提示について

新潟県では「指定管理者制度の運用ガイドライン」を定め、指定管理者が、施設の適切な管理運営を行い、良好なサービスを提供しているか確認するために、施設ごとにモニタリングを実施することとしている。

そして、当ガイドラインにおいて、「モニタリング及び評価に対する指定管理者の納得性を高めるため、モニタリング実施前に前記(ア)で作成した「モニタリングシート」を指定管理者に提示します。」とされているが、所管課から指定管理者である緑花センターへモニタリングシートの提示が行われていない。

「指定管理者制度の運用ガイドライン」は、指定管理制度におけるモニタリングの意義を下記のように記述しており、制度の根幹を支える重要な活動と捉えている。

第4章 モニタリング及び評価

1 モニタリング及び評価の意義

(1) 意義

公の施設の設置又は管理の瑕疵、公の施設の管理業務に当たっての指定管理者の行為により利用者に損害を生じた場合は、国家賠償法第2条の規定により、設置者たる地方公共団体が賠償責任を負うとされています。

指定管理者を指定した後は、指定管理者が当該公の施設の設置目的を理解し、適切な管理運営を実施し、良好なサービスを提供しているかを監視するために、モニタリングを行うことが重要です。

また、県によるモニタリングに基づいた改善に加え、指定管理者自らによる管理運営の一層の改善及びサービス水準の一層の向上を図っていくことも重要です。そのためには、モニタリングに評価の仕組みを一体的、有機的に組み込んでいく必要があります。

(出典：指定管理者制度の運用ガイドライン)

当ガイドラインに記載されているように、モニタリングシートを指定管理者に提示することにより、モニタリング及び評価に対する指定管理者の納得感が高まると考えられるため、モニタリングシートの提示を行うべきである。

【指摘 15】

所管課から指定管理者である緑花センターへ、モニタリング実施前に、モニタリングシートの提示が行われていなかった。モニタリングシートを提示することにより、モニタリング及び評価に対する指定管理者の納得感が高まると考えられるため、モニタリングシートの提示を行うべきである。

② 指定管理者へのフィードバックについて

新潟県では「指定管理者制度の運用ガイドライン」を定めており、その中で「指定管理者の納得感を高めるとともに、管理運営の一層の改善及びサービス水準の一層の向上につなげていくため、モニタリング結果を記載したシート等を指定管理者に送付するなど、モニタリング結果のフィードバックに努めてください。」としており、モニタリング結果を指定管理者へフィードバックすることが推奨されている。

この点、所管課から緑花センターへ評価結果の送付はされているものの、緑花センターにおいて監査人がヒアリングした際には、モニタリング結果のフィードバックがされた認識を持っていなかった。

所管課から指定管理者へ評価結果を機械的に送付するだけでは、フィードバックの方法として不十分な場合がある。指定管理者の納得感を高め、管理運営の一層の改善を図るために、実効性のあるフィードバック方法を検討することが望ましい。

【意見 24】

所管課から指定管理者へ評価結果を機械的に送付するだけでは、フィードバックの方法として不十分な場合がある。指定管理者の納得感を高め、管理運営の一層の改善を図るために、実効性のあるフィードバック方法を検討することが望ましい。

VIII. 新潟県住宅供給公社

1. 出資法人の概要

(1) 出資法人及び所管部署の概要

① 出資法人の概要

法人名	新潟県住宅供給公社				
所在地	新潟市中央区新光町 15 番地 2				
設立年月日	昭和 30 年 11 月 1 日	代表者	理事長 池田紀夫		
資本金	50,750 千円	県出資額	50,200 千円 (98.9%)		
出資者	順位	出資団体名		出資額	出資比率
	1	新潟県		50,200 千円	98.9 %
	2	新潟市		200 千円	0.4 %
	3	長岡市		100 千円	0.2 %
	4	上越市		100 千円	0.2 %
	その他	五泉市、見附市、新発田市		各 50 千円	各 0.1 %
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。				

② 所管部署の概要

所管部局・課名	土木部都市局建築住宅課
事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築住宅施策の企画、指導及び推進に関する事項 (2) 建築物等の確認、許可及び建築指導に関する事項 (3) 建築士に関する事項 (4) 地域の住まい、街並み及び住環境の計画的整備に関する事項 (5) 住宅の品質確保の促進等に関する事項 (6) 公営住宅の整備及び管理に関する事項 (7) 住宅確保要配慮者に対する施策に関する事項 (8) 地方住宅供給公社に関する事項 (9) 宅地建物取引業に関する事項 (10) マンションの適正管理の促進に関する事項
出資法人の設立(出捐)経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 30 年 11 月 1 日の財団法人新潟県住宅公社設立に際し、県から 200 千円を出資。 ・昭和 40 年 10 月 1 日、地方住宅供給公社法施行を受け、財団法人から組織変更。 ・組織変更に伴い、自治大臣の承認を得て、昭和 40 年、43

	年、44年の3回で合計50,000千円を出資。
出資法人との役割分担	<p>【県の役割】 新潟県住生活マスタープランに定めた目標を達成するための具体的な政策展開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅のバリアフリー化の促進 ・子育て世帯のニーズにあった中古住宅の供給促進 ・子育てしやすい賃貸住宅の供給促進 ・民間賃貸住宅等を活用した住宅セーフティネットの仕組みづくり <p>【法人の役割】 新潟県住生活マスタープランの推進に貢献できるよう、公営住宅の維持・管理業務と居住環境の良好な住宅を提供し、県民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。</p>

(2) 県の財政的、人的支援の概要

① 法人の負債のうち県の支援状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付金残高	—	—	—
債務保証残高	—	—	—
損失補償契約に係る債務残高	806,000	804,000	802,000

② 県の財政支援状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金	—	—	—
負担金	1,550	1,598	1,287
貸付金	—	—	—
委託料	176,851	165,756	180,425
指定管理料	—	—	—
その他県支出	—	—	—

③ 役員・職員及び県の人的関与の概要

【役員】

各年度 7 月 1 日現在 (単位：人)

		令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度		
		計	うち 県職員	うち 県 OB	計	うち 県職員	うち 県 OB	計	うち 県職員	うち 県 OB
理事	常勤	2	—	2	2	—	2	2	—	2
	非常勤	3	2	—	3	2	—	3	2	—
評議員	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監事	常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	2	1	—	2	1	—	2	1	—
計		7	3	2	7	3	2	7	3	2

【職員】

各年度 7 月 1 日現在 (単位：人)

		令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度		
		計	うち 県職員	うち 県 OB	計	うち 県職員	うち 県 OB	計	うち 県職員	うち 県 OB
職員兼 務役員	常勤	1	—	1	1	—	1	1	—	1
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員	常勤	6	—	—	6	—	—	5	—	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
正職員 以外	常勤	10	—	—	8	—	—	9	—	—
	非常勤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		17	—	1	15	—	1	15	—	1

(3) 財務諸表の推移

(単位：千円)

	科目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
貸 借 対 照 表	流動資産	294,991	299,747	257,512
	固定資産	3,327,567	3,311,020	3,261,397
	資産合計	3,622,558	3,610,767	3,518,909
	流動負債	925,363	945,087	918,912
	(うち短期借入金)	806,000	804,000	802,000

	科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	固定負債	1,552,433	1,139,992	1,041,668
	(うち長期借入金)	704,454	622,299	537,151
	資本金	50,750	50,750	50,750
	剰余金	1,094,012	1,474,937	1,507,579
	資本の部合計	1,144,762	1,525,687	1,558,329
正味財産増減計算書	事業収益	297,910	297,163	297,734
	事業費用	259,926	243,362	242,247
	事業利益	37,984	53,801	55,486
	事業外収入	1,127	768	866
	事業外費用	21,965	20,000	18,822
	経常利益	17,146	34,568	37,530
	当期純利益	17,339	35,682	32,641

2. 個別検出事項

(1) 出資法人に対する結果及び意見

① 新潟県住宅供給公社の今後のビジョンについて

住宅供給公社は、現在、住宅等販売に関しては分譲事業が終了し定期借地期間終了後の土地の売却事業が残っているのみである。住宅供給公社の所有する物件の賃貸事業と公営住宅（県営住宅）の管理受託事業が収益の主たる源泉となっている。

所有賃貸物件の入居率は横ばい傾向にあり、現在中長期的な維持管理や修繕は見込んでいるものの、今後入居率が下がれば維持管理や修繕が将来の課題となる。

このような中で、住宅供給公社は、今後30年間の財務的な見通し（以下、「キャッシュ・フロー計画」という。）を作成している。

各年度のキャッシュ・フローの算定にあたり考慮されている重要な仮定は下表のとおりである。

大区分	中区分	30年後までの期間における重要な仮定
事業活動によるキャッシュ・フロー	賃貸管理事業活動による収支	公社住宅のうち、昭和後期に管理開始した物件の一部については、建物を解体し跡地を売却することを仮定している（売却価額イコール簿価と仮定している。また、売却時期は耐用年数満了時と仮定している。）。また、平成になって管理開始した物件につい

大区分	中区分	30年後までの期間における重要な仮定
		ても、一部を事業用定期借地契約に切り替えることを仮定している。
	管理受託住宅管理事業による収支	県営住宅の管理料は大きな変更はないと仮定している。
	一般管理活動による収支	人員は一定と仮定している。
投資活動によるキャッシュ・フロー		公社住宅の売却による収支は、投資活動によるキャッシュ・フローではなく事業活動によるキャッシュ・フローで見込んでいる。
財務活動によるキャッシュ・フロー	事業活動に係る資金の返済による支出	金融機関と合意した返済スケジュールに基づく返済額としている。
	その他の財務活動に係る資金の調達及び返済による収支	金融機関と合意した返済スケジュールに基づく返済額としている。なお、短期借入金については、毎年借り換えているが、毎年2百万円ずつ借入額を縮小するものと仮定している。

(出典：新潟県住宅供給公社提供資料より監査人が要約)

キャッシュ・フロー計画によれば、所有資産の売却や老朽化資産に係る事業の廃止などに応じて一定の売却収入は見込めるものの、徐々に賃貸収入は減少し、事業活動がシユリンクしていく見通しとなっている。

一方で、県の所管課及び住宅供給公社に、将来の見通しについて質問したところ、既存の事業を継続するのみでは、確かに事業活動は縮小する一方であるが、中長期的な取組の十分な検討とともに、当面は借入金の着実な返済が重要と考えているとの見解を得た。

なお、長期借入金の返済は令和28年度まで継続するが、毎年度の返済負担の大きい部分が令和7年度で完了するとのことであった。

今後、将来キャッシュ・フローを見る限りにおいては、中長期的に資金不足に陥る懸念は乏しいと見受けられるものの、事業が縮小していく過程で不測の事態に陥る可能性も否定はできない。

このため、住宅供給公社では、当面は借入金の返済に重点を置きつつ、中期的な経営計画を策定し、計画的に運営していくことが不可欠であると考えます。

【意見 25】

住宅供給公社では、将来の事業活動が縮小する見通しの中、当面は借入金の返済に重点を置きつつ、中期的な経営計画を策定し、計画的に運営していくことが不可欠であると考える。

② キャッシュ・フロー計画の位置付け等について

キャッシュ・フロー計画は、①に記載した「キャッシュ・フローの算定にあたり考慮されている重要な仮定」に記載のとおり、一定の仮定に基づき住宅供給公社の長期的なキャッシュ・フローの状況を概括的に把握するための参考資料の位置づけである。

キャッシュ・フロー計画は、日々変化する経済環境を含む社会環境の変化に応じ見直すべきものであると考えるが、従前は、修繕計画の更新等一定のイベントが生じたときに見直しており定期的な見直しを実施していなかった。

この点、住宅供給公社に質問したところ、令和4年度より每期見直す方針とするとのことであった。キャッシュ・フロー計画は、持続可能性の判断のよりどころとなる重要な資料であるため、每期見直すことを確実に実施されたい。

【意見 26】

キャッシュ・フロー計画は、日々変化する経済環境を含む社会環境の変化に応じ見直すべきものであると考えるが、従前は、修繕計画の更新等一定のイベントが生じたときに見直しており定期的な見直しを実施していなかった。

キャッシュ・フロー計画は、持続可能性の判断のよりどころとなる重要な資料であるため、每期見直すことを確実に実施されたい。

③ 業務効率化について

前項(①)に記載した「キャッシュ・フローの算定にあたり考慮されている重要な仮定」に記載のとおり、現時点では、人員は既存の人数を維持すること（人員は増やさないこと）を前提にしているが、できる限り日常業務の不効率を是正し、効率化できる業務領域がないかを検討するとともに、当該業務の発生頻度と重要度（質・量）を勘案して、業務の効率化について検討することが必要と考える。

今回監査の過程で、明確に効率化が可能と断定できる業務は発見されなかったが、効率化の余地がある、あるいは効率化を検討する価値があると感じた業務は以下のとおりである。

業務	業務概要	検討の方向性
入居者からの提出書類のチェック	年間約 1,000 件超の入居者が提出する申請書類（別紙含む）を異なる 3 名がトリプルチェック	個人情報データをデータ入力するため慎重なチェックは必要であることは理解できるが、トリプルチェ

業務	業務概要	検討の方向性
	を行ったうえで、管理システムに入力する。	ックまですることの必要性を再検討する。
切手の管理	業務上、大量の郵便物の送付が必要となる。豊栄事務所では料金後納郵便によっているため切手の管理は生じないが、新潟本所では、料金後納の取り扱い条件に合わないため切手で対応している。そのため、大量の（全社で約 1,400 枚）切手の現物管理や添付作業に時間を要している。	郵送のタイミングなどを工夫することにより料金後納郵便が利用可能となる余地がないかを検討する。
債権の消込	毎月家賃の発生と入金エクセル表に入力することで管理している。	振込データとの自動マッチングなどにより、自動消込できる余地がないかを検討する。

上記は、一例であるため、業務のたな卸を行い、上記以外にも効率化の余地のある業務については積極的に効率化を進めることが望まれる。

【意見 27】

今回監査の過程で、明確に効率化が可能と断定できる業務は発見されなかったが、効率化の余地がある、あるいは効率化を検討する価値があると感じた業務は以下のとおりである。

- 入居者からの提出書類のチェック
- 切手の管理
- 債権の消込

上記は、一例であるため、業務のたな卸を行い、上記以外にも効率化の余地のある業務については積極的に効率化を進めることが望まれる。

④ 長期借入金金利について

長期借入金は公営賃貸住宅建設のための資金として借り入れたものである。令和3年度末現在以下の契約が存在する。

(単位：千円)

金融機関	契約日	当初借入額	年利	借入期間	令和3年度末借入金残高
住宅金融支援機構	H8/2/14	277,100	4.350%	50年	201,654
	H8/2/14	22,000	4.900%	50年	16,578
	H8/11/28	140,900	3.250%	50年	93,225
	H8/11/28	13,300	3.300%	50年	9,164
富国生命	H7/12/11	592,000	3.540%	30年	110,710
	H8/2/13	1,000,000	3.540%	30年	190,965

(出典：住宅供給公社提供資料を基に監査人が作成)

上表のとおり、借入当時の経済状況を反映し、年利は3.3%～4.9%と高水準である。現契約における金利は固定金利であるが、住宅供給公社の担当者に確認したところ、過去に借り換えなどの検討を十分に行った経緯は知りうる範囲ではないとのことであった。

現在の経済情勢に照らし、妥当な金利水準であるのかを、借換手数料等の諸経費の影響も踏まえて検討する必要があると考える。

なお、この点、住宅供給公社も問題意識を持っており、金融機関より金利条件の変更を含む借換えの提案を受け、検討に着手しているとの回答を得た。

【意見 28】

長期借入金の金利について、現在の経済情勢に照らし、妥当な金利水準であるのかを、借換手数料等の諸経費の影響も踏まえて検討する必要があると考える。

⑤ 随意契約のための見積り合わせの業者選定について

公社の規程上、工事契約・委託契約の締結には、金額によっては見積り合わせによる随意契約が可能である。取引業者は年初に協定書を締結し、緊急対応・休日対応できる業者に限定している。随意契約の締結の際には適切に見積り合わせを行っているが、対象業者が限定されており、見積り合わせを行う業者が少数に固定化される傾向にある。

緊急対応ができ、地理的にも近い業者が限定されるため、ある程度業者が固定化されることは理解できる。しかし、業者が固定されることで競争性が働かなくなる可能性があり、また、選定できる業者が少なければ、不測の事態が起きれば工事の依頼ができないケースも生じる。数年に一度広く業者を募る等、見積り合わせが可能な業者を増やす

ことが望ましい。

【意見 29】

工事契約・委託契約を随意契約する際の見積り合わせを行う業者について、例えば数年に一度広く業者を募る等、見積り合わせが可能な業者を増やすことが望ましい。

⑥ 給与計算システム、法定調書作成システムのアカウント設定について

給与計算システム、法定調書作成システムについて、担当者1名のみアカウント設定しかなされていない状況であった。

担当者が急な長期休暇を取らざるを得ない場合などには、システムへアクセスできない状況が生じる可能性がある。事業継続の観点から複数アカウント設定することが望ましい。

【意見 30】

給与計算システム、法定調書作成システムについて、担当者1名のみアカウント設定しかなされていない状況であった。

給与計算システム、法定調書作成システムのアカウント設定について、事業継続の観点から複数アカウント設定することが望ましい。

⑦ 情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーの整備

情報システムについて、定期的なバックアップの実行や、情報システム・情報端末へのパスワード設定は実施しているものの、情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーが整備されていない。また、定期的なパスワードの変更がなされていない。

情報システムの管理・運用に係る規程、アクセスコントロールやパスワード管理に係るポリシーを整備することにより、情報システムの所管部署や責任者が明確となり、また、運用ルールの属人化を防止することが可能となると考えられる。そのため、情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーを整備することが望ましい。

【意見 31】

情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーが整備されていない。また、定期的なパスワードの変更がなされていなかった。

情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーを整備することが望ましい。

(2) 所管部署に対する結果及び意見

① 県営住宅の管理代行業務に係る定量的な活動指標の設定について

県営住宅の管理代行業務について、「新潟県営住宅等の管理代行の同意について（通知）」において、入居者へのサービス向上、時間外・非常時の緊急対応、積極的な入居斡旋、家賃滞納者の縮減といった定性的な成果指標は設定されているが、定量的な数値目標が設定されていない。

入居率は経済状況に左右され、また、滞納率は低く推移しており、定量的な活動指標を設定しにくい、または必要性を感じていないことは理解できるものの、事業目的に従った定量的な数値指標を設定することによって、事業評価や事業の見直しを適切に実施することが可能となると考えられる。定量的な数値目標を設定し、毎期の事業評価に役立てることが望ましい。

【意見 32】

県営住宅の管理代行業務について、定性的な成果指標は設定されているが、定量的な数値目標が設定されていない。

定量的な数値目標を設定し、毎期の事業評価に役立てることが望ましい。

以上